

中国（CHINA）

面積：9,596,961 km² 人口：13億3,672万人 (2011年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

中国のスポーツ政策は、国務院の中央スポーツ行政組織を中心にスポーツに関する法令、計画および制度などを整備して体系的かつ計画的に実施されている。また、近年は競技スポーツだけでなく、一般国民のスポーツ参加、学校体育、スポーツ産業、スポーツの国際交流、障害者スポーツなどで多様な施策が講じられるようになってきている。

歴史的には、中国のスポーツ専門の中央行政機関は、1949年に中華人民共和国が建国されて間もない頃より設置され、現在まで維持されている。まず、1952年に中央人民政府は、体育運動委員会を設置し、同年にヘルシンキオリンピックに初めて参加した。さらに、1954年に中華人民共和国憲法および中華人民共和国國務院組織法に基づいて中国の中央行政機構が組織されると、中央人民政府体育運動委員会は中華人民共和国体育運動委員会と改称された。その後、文化大革命を経て、1978年より「改革・開放」政策が進められると、スポーツについても改革が行われた。たとえば、1984年にはロサンゼルスオリンピックおよびニューヨーク・アイスベリー・パラリンピックに参加するなど、中国は国際的なスポーツ競技大会に復帰した。また、北京オリンピックの招致活動も進められた。法令面では、1990年の学校体育工作条例、1995年の中華人民共和国体育法などが制定され、関係する法令が整備された。特に中華人民共和国体育法は、中国のスポーツ政策の基本を定めた。財政面では、1994年にスポーツくじ管理センターが設置され、スポーツ財源の確保が図られた。さらに、1998年の國務院機構改革に伴い、中華人民共和国体育運動委員会は中華人民共和国国家体育総局と改組された。そして、2008年の北京オリンピック・パラリンピック大会の招致を契機に、スポーツに関する諸制度の整備がさらに進められた。たとえば、法令面では、2002年のオリンピック標識保護条例、2004年の反ドーピング条例が制定された。また、2002年に中華全国体育基金会が設立され、優秀選手の奨学制度や社会保障制度が整備された。さらに、北京オリンピックでは51個の金メダルとパラリンピックで89個の金メダルを獲得し、メダル獲得数でともに世界1位となった。このことは、中国における競技力向上政策の結果であるとともに、障害者スポーツ政策をも重視している傾向を示している。

今後の動向としては、中国は、経済成長が著しく、2010年のGDPが日本を抜いて世界第2位になるなど、経済的に大きく発展してきているが、社会主義市場経済改革の中でスポーツ政策をどのように進めるべきかが課題となっている。また、中国における少子高齢化は今後さらに進展することが予測されているが、中国が持続的な発展を遂げるためには、健康新政策や福祉政策としてスポーツ政策をどのように進めるかも政策課題といえる。たとえば、1995年に國務院は、全民健身計画綱領を公布し、国民の体質を改善し健康を増進させるための施策をスポーツ政策の一環として実施している。さらに、中国には、武術、太極拳、気功など伝統的なスポーツまたは身体運動文化があり、さらに多種多様な民族による伝統的かつ民族的なスポーツが行われ、市民の健康や民族の文化伝統にとってスポーツ等が重要な存在となっていることから、民族スポーツ政策の推進も政策課題となっている。

(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

国家体育総局は、2008年1月1日から4月30日にかけて、全国規模で「2007年中国市民スポーツ参加現状調査」を行った。調査は、在学生を含まない16歳以上の中国の都市および農村の住民を対象として実施された。調査結果をみると、中国では「スポーツ活動に標準的に参加している人（毎週3回以上、1回30分以上、運動強度中程度以上）」の割合は、調査結果に在学生※を含めて計算すると、全人口の28.2%であった。しかし、在学生を除いた16歳以上の都市および農村の住民でスポーツ活動に標準的に参加している人の割合は、16歳以上の全人口の8.3%に過ぎなかった。また、16歳以上でスポーツ活動に標準的に参加している人の割合は、都市住民では13.1%であるのに対し、農村住民では4.1%であり、都市と農村とでは差がみられた。

※中国では、6歳以上の在学生（児童・生徒・学生）は、全員が運動・スポーツを実施しているとみなしている。

スポーツ実施者を実施頻度別にみると、「月1回未満」が13.9%、「月1回以上、毎週1回未満」が18.7%、「毎週1~2回」が27.6%、「毎週3~4回」が16.0%、「週5回以上」が23.8%であった。また、青少年がスポーツ活動に参加する頻度は、高齢者に比べて低かった。スポーツの実施時間は、「30~60分継続する」人の割合が52.4%と比較的高く、このうち、56.4%の人は運動強度が中程度以上のレベルでスポーツを実施していた。

2007年の中国の総人口は、13億2,100万人であり、このうち、スポーツ活動に参加している都市および農村の住民が3億4,000万人、6歳以上の在学生が2億6,300万人、合計で6億300万人おり、全人口の45.63%の人が何らかのスポーツ活動に参加していた。一方、スポーツ活動を実施していない人の割合は、7億1,800万人（ただし、調査対象となっていない0歳児から5歳児まで約5549万人を含む）であり、全人口の54.37%を占めた。

スポーツ活動の種目と場所についてみると、種目については、「フィットネスウォーキング」と「ジョギング」がもっとも人気のある種目となっており、全体の62%に達していた。その他では、ボルダリング、健康体操等、サイクリング、武術、水泳の順に実施の割合が高かった。場所については、「職場または居住地域のスポーツ施設や場所」が22.2%ともっとも高い主要な活動場所となっていた。また、全国の都市・農村住民のスポーツを実施する主な目的が示されており、第1位は「体力増強」の34.8%、次いで「レジャー」26.8%、「病気の予防」18.9%の順となっている。また、33.3%の人が「スポーツ活動に対する指導を受けたことがある」と答え、52.0%の人が「独学で運動技能を得ている」と答えている。スポーツ活動に参加している人の中で、主な活動の阻害要因としては、「時間が不足している」を第1の理由にあげている人が41.2%おり、次いで「場所・施設が不足している」16.6%、「自らの惰性（改められない習慣）」13.0%の順となっている。さらに、消費の面については、スポーツ活動に参加している人のうち、72.7%の人が「スポーツにお金をかけている」と回答し、年間の1人あたりの平均消費額は593元（約7,100円）であった。ただし、消費項目別にみると、「スポーツウェアの購入」にあてている者の割合がもっとも高く91.0%となっている。

この調査においては、スポーツ活動に対する都市・農村間の差と地域差がかなり明白に示されている。都市住民でスポーツ活動に参加する人の割合は、農村住民の場合より24.1ポイント上回っている。また、都市住民の「スポーツ活動に標準的に参加している」人の割合も農村の2.7倍となっている。さらに、都市住民の正規のスポーツ施設や場所で活動する人の割合およびスポーツ活動に対する消費レベルについても、いずれも都市住民が農村住民の割合を上回った。全国を東部、中部および西部の地域別にスポーツ活動に参加している人の割合と消費レベルについてみてみると、東部が中部を上回り、中部が西部を上回るという特徴が示された。一方で、中部および西部の地域の住民のスポーツ施設や場所に対するニーズが東部を上回るという特徴が示された。

※1元=12円で換算

2. 国内のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

1) 国家体育総局

中国のスポーツ行政組織は、1949年の新中国の建国以後は、国務院直属の行政機構である国家体育運動委員会によって所管されてきた。しかし、1978年から2001年にわたる国務院の機構改革に伴って、国家体育運動委員会は1998年に国家体育総局(General Administration of Sport of China)に改組された。

中華人民共和国国務院は、中国の最高の国家行政機関、国家権利機関および執行機関である。国務院は、さらに、①国務院弁公庁、②国務院構成部門、③国務院直属特設機構、④国務院直属機構、⑤国務院執務機構、⑥国務院直属事業部門、⑦国務院部・委員会管理国家局、⑧国務院議事協調機構の8つの組織機構から構成されている。国家体育総局は、このうちの国務院直属機構のひとつである。

国家体育総局の内部部局は、弁公庁(办公厅)、大衆体育局(群体司)、競技体育局(竞体司)、青少年局(青少司)等13の機関局と、各スポーツ種目の運動管理センター(运动管理中心)(22)、アンチ・ドーピング機構、体育科学研究所、運動医学研究所、北京体育大学、運動学校(3)、スポーツくじ(体育彩票)管理センター、体育基金管理センターなどを含む43の直属単位から構成されている(図表C-1)。

図表C-1 国家体育総局の内部組織と直属単位



出典:国家体育総局ホームページに基づき作成

<http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/n33208/index.html>

<http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/n33223/n35306/n38027/index.html>

国家体育総局の主要な任務としては、次のことがあげられる。

- ①体育・スポーツ政策の法規と発展計画を研究制定し、その実施を監督すること
- ②体育・スポーツの体制改革を指導推進し、体育・スポーツの発展戦略を指定し、体育・スポーツ事業の中長期の発展計画を編成し、調和的に地域の体育を発展させること
- ③「全民健身計画」を推進し、すべての中国人の健康と生活の質を改善し、身体活動の機会と参加を増加させること
- ④中国の競技スポーツの発展を計画し、全国的なスポーツイベントおよび競技会をコーディネイトすること
- ⑤ドーピングおよびその他の競技における不正を無くすこと
- ⑥スポーツの国際交流を統括し、他の国や地域、特に香港特別行政区、台湾地区およびマカオ地区との協力を深めること
- ⑦主要な国際スポーツイベントへの参加を推奨し、また中国でイベントを主催することを支援すること
- ⑧スポーツの研究と開発を統括し、その主要な成果の適用を促進すること
- ⑨スポーツ産業を統制する政策を実施し、スポーツの市場を発展させ、スポーツビジネスのための基準を定めること
- ⑩国内スポーツ団体の適格性を審査すること
- ⑪国務院から委託されたその他のプロジェクトを実施すること

特に国家体育総局の新しい任務として、健康で文化的な生活の質の向上のために身体活動の機会や参加を増加させることや、スポーツ産業およびスポーツビジネスを発展させることが加えられている。

2) 教育部

中国ではスポーツ政策の管轄において、スポーツ全般を所管する国家体育総局と学校体育を所管する教育部とに分けられている。(ただし、大学など専門の体育高等学院については、北京体育大学のように国家体育総局が直轄する場合と、地方政府、地方体育局および国家体育総局との間で管轄する場合がある。)

教育部の体育・衛生・芸術教育局は、学生が国際的なスポーツ競技、芸術教育などで交流活動に参加することを支援し、専門的な教材の開発および専門の教師の養成を企画し、学校国防教育と学生軍訓工作を指導し支援する役割を担っている。体育衛生・芸術教育局の組織は、体育衛生部と芸術教育部から構成される。体育衛生部は、学校体育課と衛生・健康教育課から構成される。さらに、学校体育課は、教育課程係、課外体育活動係、体育訓練・競技係、教師養成係、総合情報係から構成される。

(2) 地方組織

中国の行政区画は、基本的に省、県、郷という三段階制となっている。全国レベルの行政区画としては、22の省、5つの自治区、4つの直轄市（北京・天津・上海・重慶）、2つの特別行政区（香港・マカオ）がある。省には自治州、県、自治県、市が置かれ、県には、郷、民族郷、鎮が置かれ、直轄市および比較的大きな市には区や県が置かれている。

地方体育局は、県、自治区、市に設置されている。国家体育総局のホームページによれば、県、自治区および市の体育局として、中国の県・自治区・市の体育局一覧が示されている（以下参照）。その内訳は、省の体育局が22、自治区の体育局が5、市の体育局が10、その他が1である。

・北京市体育局	・浙江省体育局	・広西チワン族自治区体育局	・青海省体育局
・天津市体育局	・安徽省体育局	・海南省文化ラジオ出版体育ホール	・寧夏回族自治区体育局
・河北省体育局	・福建省体育局	・重慶市体育局	・新疆ウイグル自治区体育局
・山西省体育局	・江西省体育局	・四川省体育局	・大連市体育局
・内蒙古自治区体育局	・山東省体育局	・貴州省体育局	・青島市体育局
・遼寧省体育局	・河南省体育局	・雲南省体育局	・寧波市体育局
・吉林省体育局	・湖北省体育局	・チベット自治区体育局	・廈門市体育局
・黒龍江省体育局	・湖南省体育局	・陝西省体育局	・シンセン市体育局
・上海市体育局	・広東省体育局	・甘肅省体育局	・新疆生産建設軍隊体育局
・江蘇省体育局			

出典：国家体育総局ホームページ(<http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/n33238/index.html>)

中国体育法によれば、地方政府は、体育事業経費、体育基本建設資金を財政予算および基本建設投資計画に組み入れ、体育事業への投入を逐次増加しなければならない(第41条)とされている。また、体育行政部門は、健身、競技等の体育活動を内容とする経営活動に対して、その管理および監督を強化しなければならない(第44条)とされている。

3. スポーツ関連法

中国のスポーツ法は、1995年8月29日に制定された中華人民共和国体育法（第8回全国人民代表大会常務委員会第15回会議通過）（以下「中国体育法」と略す）を基本に、関連する行政法規、中央文書、部門規章（行政命令）、規範性文書および地方立法によって階層化されている。また、中国のスポーツ法は、生涯スポーツおよび競技スポーツに関する法令だけでなく、スポーツの経済、人事、資格、教育、宣伝、外交など広範囲な規定があり、スポーツ法が体系的に整備されている。

（1）中華人民共和国体育法（中国体育法）

中国体育法（1995年8月29日制定）は、中国の建国以来はじめてとなる体育およびスポーツに関する基本法であり、第1章総則、第2章社会体育、第3章学校体育、第4章競技体育、第5章体育社会団体、第6章保障条件、第7章法律責任、第8章附則の全8章56条から構成される（図表C-2参照）。ただし、スポーツ用品・用具の検定に関する第47条の規定は、社会主義市場経済および社会発展の要求に適応していないことを理由に2009年に削除された。

中国体育法の構造上の特色としては、次のことがあげられる。

- ①学校体育、社会体育および競技体育に活動領域が大きく分けられ、学校体育とスポーツの両方が定められている。
- ②体育社会団体に関する章を設け、体育総会や中国オリンピック委員会などスポーツに関連する団体について規定しており、行政による振興策だけでなく民間のスポーツ団体の活動を規定している。
- ③人権、倫理、ドーピング、仲裁、標章、国際交流など国際的なスポーツ政策法規の動向を取り入れた規定があり、かつ中国の体制にも適応した諸措置を定めている。
- ④体育事業の計画経済への導入と管理体制を定めている（3条）。
- ⑤青年・少年・児童（5条）、少数民族（6条）の体育活動の保障、高齢者、障害者の体育活動の奨励（16条）について定めており、人権等に配慮した規定がある。
- ⑥対外体育交流の原則と関連する国際条約を遵守する原則（9条）を定めており、国際交流が大きな政策方針の1つとして掲げられている。
- ⑦社会体育活動の政策主体として、政府だけでなく、都市・農村（12条）、企業・事業組織（13条）、労働組合（14条）、民族（15条）、高齢者・障害者（16条）などの組織等構成単位を定めている。
- ⑧教育行政部门および学校教育上の構成部分としての体育を認め（17条）、学校体育を必置とし（18条）、国家体育鍛錬標準の実施および体育活動時間の保証を定めている（19条）。また、課外体育活動および全校体育運動会の組織（20条）、体育教師の配置と勤務・待遇面の保障（21条）、学校体育施設・設備の設置および使途（22条）、学生体格健康検査制度（23条）など諸措置を定めている。
- ⑨第4章で競技スポーツに関する具体的な諸規定を定めている。また、優秀な選手の選抜養成だけでなく、専門職化やキャリアサポートに配慮して職業資格等に関する規定がある。
- ⑩競技における公平競争の原則、道徳の遵守、不正行為の禁止を掲げており、また紛争が生じた場合の仲裁機関の設置を定めている（33条）。
- ⑪競技会の名称、旗、マスコット等の標識など知的財産の保護について定めている（35条）。
- ⑫第5章で社会体育団体を規定し、各種団体の役割、組織、活動等について定めている。
- ⑬第6章の保障条件では、関連する予算、税などが定められており、法律および計画の実効性を確保する規定がある。
- ⑭第7章の法律責任では、規律違反、ドーピング違反、八百長、賭博、不正流用、不法占拠、騒動等のそれぞれの違反行為に対する民事責任、行政責任または刑事责任を定めている。

図表 C-2 中国体育法の構成

第1章 総則	第1条 法律の目的 第2条 国家による体育事業の発展 第3条 体育事業の計画経済への導入と管理体制 第4条 中央および地方の体育行政部門 第5条 青年・少年・児童の体育活動の保障 第6条 少数民族の体育事業の発展 第7条 体育科学技術研究の発展 第8条 奨励金 第9条 対外体育交流の原則と関連する国際条約の遵守
第2章 社会体育	第10条 社会体育活動の奨励 第11条 体育鍛錬標準および社会体育指導員技術等級制度 第12条 地方各級人民政府、都市および農村における体育活動の展開 第13条 国家機関、企業および事業組織における体育活動の展開 第14条 労働組合等社会団体による体育活動の組織 第15条 民族および民間の伝統的な体育種目の奨励 第16条 高齢者および障害者の体育活動の参加のための措置
第3章 学校体育	第17条 教育行政部門および学校教育上の構成部分としての体育 第18条 学校における体育課の必置および障害を持つ学生のための活動の組織 第19条 学校における国家体育鍛錬標準の実施と体育活動時間の保証 第20条 学校における課外体育活動および全校体育運動会の組織 第21条 体育教師の配置と勤務・待遇面の保障 第22条 学校体育施設・設備の設置および使途 第23条 学生体格健康検査制度の設立
第4章 競技体育	第24条 競技体育の奨励 第25条 業余体育訓練の奨励と優秀な予備人材の養成 第26条 優秀運動選手およびチームの選抜と編成 第27条 運動選手の育成と教育 第28条 優秀運動選手の就職および学業面での優遇 第29条 運動選手の登録管理と人員交流 第30条 専門技術職等級制度 第31条 体育競技の種目別・級別管理と総合的な運動競技会の管理 第32条 全国記録審査制度 第33条 体育仲裁機関 第34条 体育競技における道徳の遵守と不正行為、ドーピング、賭博行為の禁止 第35条 体育競技会の名称、旗、マスコット等の標識の保護
第5章 体育社会団体	第36条 社会体育団体の活動の奨励 第37条 各級体育総会の組織連係と役割 第38条 中国オリンピック委員会の組織 第39条 体育科学の社会団体の組織と役割 第40条 種目別体育協会
第6章 保障条件	第41条 地方人民政府の予算および計画への体育予算の組み入れと逐次増加 第42条 企業・事業組織および社会団体の自己資金および寄付による体育事業の奨励 第43条 国家の体育資金の管理強化と不正流用の禁止 第44条 体育に関する経営活動に対する地方体育行政部門による管理監督 第45条 地方、都市および農村における公共体育施設設計画 第46条 公共体育施設の開放および使用方法 第47条 体育用品用具の検定（2009年8月27日の改正により削除） 第48条 各種体育専門院校における体育専門人材の養成
第7章 法律責任	第49条 体育競技における規律違反者に対する制裁および行政処分 第50条 ドーピング規則違反者に対する制裁および行政処分 第51条 体育競技を利用した賭博行為に対する治安管理処罰条例の適用 第52条 公共体育施設の不法占拠者・破壊者に対する民事責任および刑事責任 第53条 体育活動における騒動を起こした者に対する治安管理処罰条例の適用 第54条 体育資金を流用・着服した者に対する行政処分および刑事責任
第8章 附則	第55条 軍隊の体育活動の展開 第56条 法律の施行日

(2) スポーツに関する行政法規、中央文書、部門規章（行政命令）、規範性文書

1) 行政法規

スポーツに関する行政法規としては、国家体育鍛錬標準施行方法（1990年1月6日）、学校体育工作条例（1990年3月12日）、中国来訪外国人登山管理方法（1991年8月29日）、国務院弁公庁転発、国家体育総局、民政部、公安部の健身気功活動の管理に関する問題についての意見通知（1999年8月29日）、オリンピック標識保護条例（2002年2月4日）、公共文化体育施設条例（2003年6月26日）、反ドーピング条例（2004年1月13日）、くじ管理条例（2009年5月4日）、全民健身条例（2009年8月30日）などがある。

2) 中央文書

スポーツに関する中央文書としては、中共中央国務院、青少年の体育の強化及び青少年の体質の増強に関する意見（2007年5月7日）、国家体育総局、民政部、公安部の健身気功活動の管理に関する問題についての意見（1999年8月29日）、国家体育委員会、県級体育事業の改革の深化及び発展の加速についての意見（1996年11月25日）、全民健身計画綱要（1995年6月20日公布）、中共中央国務院、新時期体育工作の強化改進についての意見（2002年7月22日）などがある。

3) 部門規章（行政命令）

スポーツに関する部門規章としては、社会体育指導員技術等級制度（1993年12月4日）、体育統計工作管理方法（1991年12月6日）、体育事業第15期計画（2006年7月11日）、体育道徳建設の強化に関する意見（2002年11月18日）、2001—2010年体育改革発展綱要（2000年12月15日）、全国自動車競技管理規定（2001年10月12日）、全国的体育社会団体暫定管理方法（2010年2月3日）などがある。

4) 規範性文書

仲裁委員会条例（1982年7月29日公布）などがある

(3) 中華人民共和国教育法

学校体育に関しては、中華人民共和国教育法（1995年3月18日制定）第44条は、教育、体育、衛生の行政部門、学校およびその他の教育機関が体育、衛生保健施設を整備し、学生生徒の心身の健康を守らなければならないことを定めている。また、学校体育については、学校体育工作条例（1990年3月12日公布）によって、体育に関する教育課程、課外体育活動、放課後体育訓練および競争（課余体育训练与竞赛）、体育教師、体育施設、組織・管理、奨励・罰則などが定められている。

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

1) スポーツ予算総計とスポーツ財政支出額

中国の「全国財政支出」(中央財政支出と地方財政支出の合計)における予算項目については、2008年度以前は、スポーツ(原語は「体育」)、文化および放送に関する予算は、合算して計上されていた。2005年と2006年の全国財政支出の予算総計は、それぞれ3兆2,255億300万元(実際の財政支出額3兆3,930億2,800元)と3兆8,373億3,800万元(実際の財政支出額4兆422億7,300万元)であり、そのうち、文化・放送事業予算(スポーツ事業を含む)は、2005年が644億6,500万元(約7,735億8,000万元)、2006年が769億1,000万元(約9,229億2,000万元)、実際の財政支出額が、それぞれ703億4,000万元(約8,440億8,000万元)と841億9,800万元(約1兆103億7,600万元)であり、2005年・2006年ともに、年間の予算総計の2.00%、全国財政支出総額の2.07%と2.08%を占めた。

2007年の全国財政支出予算総計は、4兆6,514億8,500万元(実際の財政支出額4兆9,781億3500万元)であり、そのうち、文化・スポーツ・メディア事業予算が809億7,200万元(約9,716億6,400万元)、実際の財政支出額が898億6,400万元(約1兆783億6,800万元)であり、予算総計の1.74%、全国財政支出総額の1.81%を占めた。

2008年および2009年の全国財政支出においては、スポーツ(原語は「体育」)予算が単独で予算項目として計上された。2008年の全国財政支出予算総計は、6兆1,386億元(実際の支出総額6兆2,592億6,600万元)であり、そのうち、スポーツ予算は206億9,500万元(約2,483億4,000万元)、実際の財政支出額が205億2,900万元(約2,463億4,800万元)であり、予算総計の0.34%、全国財政支出総額の0.33%を占めた。

2009年の全国財政支出予算総計は、7兆6,235億元(実際の支出総額7兆6,299億9,300万元)であり、スポーツ事業予算は237億2,700万元(約2,847億2,400万元)で、前年比約32億元増加し、238億2,600万元(約2,859億1,200万元)が実際に支出され、予算総計・全国財政支出総額共に0.31%を占めた(図表C-3参照)。

図表C-3 中国のスポーツ財政支出額(決算額) (単位:億元)

		2008	2009
全国財政支出	総額	62,592.66	76,299.93
	スポーツ(体育)	205.29	238.26
地方財政支出	総額	49,248.49	61,044.14
	スポーツ(体育)	191.88	225.36
中央財政支出	総額	13,344.17	15,255.79
	スポーツ(体育)	13.41	12.9

出典:中華人民共和国財政部ホームページのデータに基づき作成

<http://yss.mof.gov.cn/zhenewxinxi/caizhengshuju/>

また、全国財政支出は、中央財政支出と地方財政支出からなる。このうち、地方財政支出の決算額は、2008年の支出総額が4兆9,248億4,900万元(約59兆981億8,800万元)、スポーツ支出額が191億8,800万元であり(約2,302億5,600万元)、2009年の支出総額が6兆1,044億1,400万元(約73兆2,529億6,800万元)、スポーツ支出額が225億3,600万元(約2,704億3,200万元)であった。

さらに、中央財政支出は、中央本級支出と中央から地方への補助支出からなる。このうち、中央本級支出の決算額は、2008年の支出総額が1兆3,344億1700万元(約16兆130億400万元)、スポーツ支出額が13億4,100万元(約160億9,200万元)であり、2009年の支出総額が1兆5,255億7,900

万元（約18兆3,069億4,800万元）、スポーツ支出額が12億9,000万元（約154億8,000万元）であった。

2) 国家体育総局の予算

2010年度の国家体育総局の予算は、図表C-4のとおりである。国家体育総局の2010年度予算合計は、25億4,038万6,500元（約304億8,400万元）であり、このうち、いわゆる文化・体育・メディア事業の予算がもっとも多く、20億7,002万8,700元（約248億4,000万元）を占めている。ただし、その他にも、教育予算から3億1,558万4,200元（約37億8,700万元）、住宅保障支出から8,861万1,200元（約10億6,300万元）など、他の予算項目からの支出額が予算に含まれている。

図表C-4 国家体育総局の予算（2010） (単位：万元)

外交	教育	科学技術	文化・体育・ メディア	社会保障・ 雇用	住宅保障 支出	合計
472.99	31,558.42	4,048.77	207,002.87	2,094.48	8,861.12	254,038.65

出典：国家体育総局ホームページ（2010年4月2日）に基づき作成

<http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/n33208/n33448/n33793/1478290.html>

（2）財源

1) 財政投入

中国におけるスポーツの財源は、主に2つのチャネルから調達されている。1つは国家のスポーツ事業に対する財政支出であり、もう1つはスポーツ産業とスポーツくじからの収益金である。また、中国のスポーツ財政の規模は、前述のとおり財政支出の増加に伴い増加している。たとえば、図表C-5は、中国における1993年から2001年までのスポーツへの資金全体の投入量と財政投入量を比較したものである。中国におけるスポーツへの財政投入規模は、およそ全体の投入量の50%から60%台にある。スポーツへの財政投入額は毎年増加しており、1993年から2001年にかけて約30倍増加した。さらに、2001年の財政投入額の60億7,698万元（約729億2,300万元）と前述の2009年の全国財政支出総額の238億2,600万元（約2,859億1,200万元）を比較すると、およそ財政支出が4倍増加している。

図表C-5 スポーツに対する資金全体の投入量および財政投入量の比較と割合（1993-2001）

年度	全体の投入量 (万元)	財政投入 (万元)	投入量増加率 (%)	財政投入量増 加率(%)	全体の投入量に 占める財政投入 量の割合
1993	107,343	20,181	-	-	18.80
1994	230,042	133,515	114.30	561.59	58.68
1995	282,375	153,959	22.75	15.31	54.52
1996	395,398	207,653	40.03	34.88	52.52
1997	401,359	-	1.51	-	-
1998	568,139	387,039	41.55	-	68.12
1999	631,708	393,768	11.19	1.74	62.33
2000	868,452	476,006	37.48	20.88	54.81
2001	1,191,807	607,698	37.15	27.68	51.02

データの出所：国家体育総局経済司『体育事業統計年鑑』

出典：隋路，国体育経済政策研究，人民出版社，2007

2) スポーツくじ等による財源

中国ではスポーツくじの発行は、スポーツ事業のための財源の確保策となっている。国家体育総局は、アジア大会、全国体育大会等の大型の総合的なスポーツ大会においてスポーツくじの発行を行ってきた経験を踏まえて、「全国統一のスポーツくじ発行制度の確立に関する指示」を示し、中国人民銀行、国家計画委員会、財政部の署名を経て、1992年6月18日にスポーツくじの発行が国務院によって批准された。その後、スポーツくじの統一的発行制度のための作業が行われ、1994年4月5日にスポーツくじ管理センターが設立され、1994～1995年度に10億元のスポーツくじが発行された。さらに、1998年に公布された「スポーツくじ公益金管理暫定規則」に基づき、スポーツくじの公益金が主に「全民健身計画」と「オリンピック・メダル争奪計画」に使用されることが定められた。特に「スポーツくじ公益金管理暫定規則」では、スポーツくじの年度公益金総額の60%を「全民健身計画」に、40%を競技スポーツに用いることが定められ、収益の使途に関する原則が定められた。長期にわたるスポーツ事業に対する国家の資金投入とスポーツくじ公益金の募集は、中国におけるスポーツ事業の発展に対して資金面での条件を提供するものとなっている。

1999年から2000年までの全国のスポーツ行政部門で使用されたスポーツくじの収益金合計は、10億1,439万元（約121億7,300万円）であり、そのうち「全民健身計画」に6億7,903万元（総支出額の66.9%）、「オリンピック・メダル争奪計画」が3億3,535万元（総支出額の33.1%）であった。さらにその内訳をみてみると、「全民健身計画」では、生涯スポーツ活動の推進に対する資金援助が1億1,178万元（約13億4,100万円）、市民スポーツ施設・遊具の建設・設置が5億1,923万元（約62億3,000万円）、スポーツによる中・西部地区の貧困救済策が4,802万元（約5億7,600万円）であった。一方、「オリンピック・メダル争奪計画」では、大規模スポーツ競技大会関連経費の補填が1億2,303万元（約14億7,600万円）、競技施設の整備が2億1,232万元（約25億4,800万円）であった。国家体育総局は、2001年からスポーツくじの収益金をもとにして、北京、大連などの全民保健活動センターの設置を行った。また、スポーツくじの収益は、経済的に立ち遅れている地域の公共スポーツ施設の建設に当てられた。

図表C-6は、1995年から2004年までのスポーツくじの発行額を示したものである。2004年のスポーツくじの発行額は、154億1,963万元（約1,850億3,500万円）であり、1995年の10億元（約120億円）からおよそ15倍に増加している。さらに、中国財政部の資料によると、その後の、中国のスポーツくじの販売額は、2008年が456億1,530万元（約5,473億8,300万円）、2009年が568億7,374万元（約6,824億8,400万円）、2010年が694億4,600万元（約8,333億5,200万円）であった。スポーツくじの販売額は、年々増加の傾向にあり、3年連続して100億元を超える増加となっている。

図表C-6 中国のスポーツくじの売上と公益金の推移（単位：千元）

年	公益金	売上
1995	22,542.3	100,000.0
1996	28,747.1	120,000.0
1997	42,718.8	150,000.0
1998	75,951.7	250,000.0
1999	121,112.6	403,551.0
2000	274,591.8	911,400.4
2001	447,963.6	1,492,928.4
2002	762,059.9	2,177,314.0
2003	704,708.7	2,013,453.3
2004	539,687.2	1,541,963.5

出典：中国財務省ホームページの情報に基づき作成
(http://zhs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/caipiaoguanli/200806/t20080603_44820.html)

中国のスポーツくじの種類は多様であり、サッカーくじ（勝敗予想/ゴール数予想）、バスケットボールくじ、種目選択くじ（36 選 7:22 選 5）、数字選択くじ（七星彩）などがある。（図表 C-7 参照）

図表 C-7 スポーツくじの 36 種目一覧

01 陸上競技	02 水泳	03 飛び込み	04 水球
05 体操	06 重量挙げ	07 射撃	08 アーチェリー
09 フェンシング	10 柔道	11 相撲	12 ボクシング
13 馬術	14 サッカー	15 バスケットボール	16 バレーボール
17 卓球	18 バドミントン	19 テニス	20 ハンドボール
21 野球	22 ソフトボール	23 スキー	24 アイスホッケー
25 ヨット	26 ボードセーリング	27 カヌー	28 レガッタ
29 漕艇	30 技巧	31 武術	32 水上スキー
33 フィンスイミング	34 囲碁	35 将棋	36 ブリッジ(トランプ)

出典：国家体育総局資料（2005）より作成

3) 中華全国体育基金会

2009 年 3 月 12 日の理事会によって決定された「中華全国体育基金会章規」によると、中華全国体育基金会 (China Sports Foundation) は、多様な組織、個人および外国人から寄付を受け、基金会の主旨と合致する募集活動を行い、各種スポーツ大会の組織、全国優秀運動選手、スポーツ施設の建設および設備の設置、スポーツの人材養成、科学技術研究、スポーツ交流などに資金援助をしている。たとえば、傷害相互保険、優秀運動選手奨学金学業助成金、引退選手のための基金(关怀基金)、中国運動選手基金、中国バスケットボール発展基金、山花テニス基金、中国テニス運動発展基金、水上運動選手助学雇用基金、中国卓球発展基金などを管理している。

(3) 税制

1) 文化・スポーツ業に対する営業税の免除

「中華人民共和国営業税暫定条例実施細則」によれば、文化・スポーツ業（文化・スポーツ活動を経営する業務）における主要な納稅項目としては、営業税、都市維持建設税、教育費付加税、法人税、個人所得税などがある。文化・スポーツ業に関する営業税の税率は 3% であるが、リース方式で文化活動やスポーツ大会に対して場所を提供している場合には、営業税を徴収しないことになっている。

2) ビックスポーツイベントにおける税制優遇措置

オリンピック大会、アジア競技大会等のビックスポーツイベントにおける税収については、特殊な税制優遇措置がある。2003 年に財政部、国家税務総局、税關總署は、「第 29 回オリンピック大会税収政策問題に関する通知」を公布し、第 29 回北京オリンピック大会組織委員会、国際オリンピック委員会、オリンピック大会参加者に対して、税制面での優遇措置を実施することを明確にした。また、2009 年に財政部、税關總署、国家税務総局は、共同で「第 16 回アジア競技大会等の 3 つの国際的総合競技大会の税収政策に関する通知」を公布し、2010 年の第 16 回アジア競技大会（広州）、2011 年の第 26 回世界ユニバーシアード夏季競技大会（深圳）、2009 年の第 24 回世界ユニバーシアード冬季競技大会（ハルビン）に対し、一連の税収優遇措置を明確にした。これらの税制優遇措置には、大会組織委員会、大会参加者、競技大会における輸入（スポーツ器材・装備品等）の 3 つの税制優遇措置がある。

3) 寄付・寄贈に関する免税措置

国内企業による寄付については、中華全国体育基金会が領収書を発行し、主管の税務部門の審査を経た後、当該年度に納める所得税額の3%以内の部分について控除されることになっている。

国内の個人からの寄付については、一定の割合に応じて収める所得税額から控除される。

海外から寄贈されたスポーツ器材・装備品等の物資を受け取る場合には免税扱いとなっている。

4) 企業広告宣伝項目の適用

企業からのスポーツ事業に対する寄付・贊助を奨励するため、企業によるスポーツの訓練・競技、大型のスポーツイベントに対する広告の性質を有する贊助資金は、企業公告宣伝項目からの支出とすることが認められている。

5) スポーツ団体によるスポーツ事業収入の所得税の控除

スポーツの機構、社会団体などがスポーツ活動およびその補助活動から得た収入については、事業収入に組み入れることで所得税を納めなくてもよいことになっている。

6) スポーツ訓練経費負担軽減措置：

スポーツ器材・装備品等に関する税金の還付または特別補助金等の支給

スポーツチームの訓練条件を改善し、訓練経費の負担を軽減するために、優秀なスポーツチームの訓練または国際大会において使用が規定されている輸入スポーツ器材・装備品等の経費については、報告して認可された後に、中央または地方の財政部門は、納税証明書に基づいて税金の還付または特別補助金等の支給を行っている。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

(1) 中国体育事業第12期5カ年計画

国家体育総局は、2010年に「中国体育事業第12期5カ年計画（草案）」を打ち出し、翌2011年には草案を修正し「第12期5カ年計画」が制定された。

「5カ年計画」では、情勢分析を踏まえた上で、その後5年間のスポーツ振興のための指導思想、全体目標、基本原則が指摘され、「大衆体育（群众体育）」（国民スポーツ）、「競技体育」（競技スポーツ）、「体育産業」（スポーツ産業）、「体育改革」（スポーツ改革）、体育法制（スポーツ法制）の建設、体育・教育、科学研究、人材養成、体育・スポーツの宣伝・交流等の面における政策方針が定められている。

国家体育総局は、さらに具体的な各分野の専門的な発展計画を制定し、各分野の情勢と任務を分析すると共に、推進の目標と任務を明確にし、具体的な振興策と措置を定めている。たとえば、第11期5カ年計画の期間には、次の各計画が制定された。

「第11期5カ年計画群衆体育事業発展計画」	「競技体育第11期5カ年計画」
「体育産業第11期5カ年計画」	「体育法制建設第11期5カ年計画」
「第11期5カ年計画全国体育人材部隊建設計画」等	

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) スポーツ参加促進施策

①全民健身計画

1995年に中国国務院は、国民の体格・健康レベルを向上させるため、「全民健身計画綱要」を公布し、国民の体育・スポーツの振興を図っている。また、同綱要を実施するため、国家体育総局は、「雪中に炭を送るプロジェクト（雪中送炭）」（訳注：タイミングを見計らって援助すること）、「ルートプロジェクト（路径工程）」、「全民健身活動センター（全民健身活動中心）」等の大型スポーツプロジェクトを相次いで打ち出している。

さらに、2009年8月に国務院は、「全民健身条例」を公布し、「全民健身綱領」を具体的なものとした。同条例は、全民健身計画、全民健身活動、全民健身保障および対応する法的責任について規定するとともに、毎年8月8日を国家の「全民健身日」として定めている。

(a) 雪中に炭を送るプロジェクト

中国のことわざにある「雪中送炭」からきており、他人がもっとも困っている時に助けることを意味している。スポーツ活動を行う場所、スポーツ器材、経費、部族等の問題を緩和し、多くの国民がスポーツ活動に参加する需要を満たすため、国家体育総局は、スポーツくじの公益金の一部を国内の経済が発展していない地域に振り分け、利用しやすい公共スポーツ施設建設のために使用している。国家体育総局は、毎年スポーツくじの公益金から、約5,000万元（約6億円）を支出し、「雪中に炭を送るプロジェクト」に割り当てている。

(b) ルートプロジェクト

中国政府は、1997 年に「1996 年度スポーツくじ公益金を全民健身計画の実施に用いることに関する通知」を公布し、スポーツくじ公益金の一部を全民健身計画の実施に充て、一部の都市コミュニティーや農村に一定数の器材を設置し、地域住民の健身活動に用いることで、生涯スポーツにおける健身活動を展開することを決定した。「健身ルート（健身路径）」即ち「ルートプロジェクト（路径工程）」とは、こうしたスポーツ施設の 1 つの形式であり、人々がよく通る小道に各種のシンプルな健身機器を設置することで、住民の健身活動に役立てようとするものである。2008 年末の時点で、中国においては計 12 期の「ルートプロジェクト」が実施され、国家がスポーツくじ公益金 6,152 億元（約 73 億 8,200 万円）（累計）を投入して、合計 8,727 の健身ルートが建設されている。

(c) 全民健身活動センター

「ルートプロジェクト」の建設を基礎として、国家体育総局は、スポーツくじの公益金を活用して、各地で総合的な室内施設をメインとする「全民健身活動センター」の建設をサポートしている。2002 年から国家体育総局は、スポーツくじ公益金を資金の一部として、初期の新規建設のサポートから現在の多様なチャンネルを通じた拡張に至るまで、2009 年の時点で既に 157 区域の「全民健身活動センター」の建設を資金面からサポートしている。

(d) 全民健身とオリンピックを一緒に行う

2007 年に、中国では 2008 の北京オリンピック大会がスポーツ振興にもたらす影響力を利用し、大々的に全民健身活動の推進を行った。国家体育総局は、「全民健身とオリンピックを一緒に行う」というテーマの下で、合計 65 種目の国民の体育・スポーツ活動の推進を行った。これらの運動には、伝統的なスポーツであるドラゴンボート、獅子舞等の種目や、多くの人々が参加する登山、スイミング、ジョギング、サイクリング等の種目のほか、スポーツダンス、フィットネス体操、テニス、ローラースケート等のスポーツ種目も含まれている。

(e) 中国市民スポーツ参加現状調査

国民の体格・健康レベルを向上させることは、全民健身運動の主要な目的である。2008 年 1 月 1 日から 4 月 30 日にかけて、国家体育総局は、全国規模で 2007 年の中国市民のスポーツ参加状況について調査を行った（詳細は I. 1. (2) 「国民のスポーツ参加動向」参照）。

②国民体質監測 (National Physical Fitness Surveillance)

中国では、既に 1981 年に「中国学生体質測定テストおよび健康調査方案」が実施され。1996 年に「中国成年人体質測定標準施行規則」が実施された。さらに。2000 年には「国家国民体質監測センター」が設置され、地方の各省にも「体質監測センター」が設置され、国民の体質の測定業務を請け負うと共に国民の体質の監測業務が実施された。そして、この監測の結果に基づいて「中国成年人体質測定標準」を基礎として「国民体質測定標準」が制定された。また、2003 年には国家体育総局、教育部等 11 の部・委員会が共同で「国民体質測定標準施行方法」を公布した。2009 年に施行された「全民健身条例」においては、「国家が定期的に国民の体質測定テストを実施すると共に、結果が全民健身計画を修正する際の重要な根拠資料となる」ことが明確に指摘されている。

2005 年に中国は 2 回目の国民体質測定業務を完了した。2010 年 4 月には 3 回目の国民体質測定の実施をスタートしている。2010 年 9 月 20 日の時点で、全国のすべての省都で既に国民体質測定業務が完了し、全国で合わせて 25 万 9,858 人のサンプルが集められている。

2) 子どものスポーツ振興に関する施策

①全国億万学生陽光体育運動

2006年12月に教育部、国家体育総局は、共産主義青年団中央と共同で全国の児童・生徒・学生を対象とした「全国億万学生陽光体育運動」を実施した。これは、3~5年間の間に全国の85%の児童生徒および学生に、毎日1時間の運動時間を確保させ、「運動能力測定基準」で合格基準に到達することを目指したものである。これを受け、2007年5月に中国共産党中央国務院は、「青少年体育の強化、青少年の体質の強化に関する意見」を打ち出し、青少年の体質を強化する各種の措置を真剣に実施するよう各学校および関係団体に要求した。また、指導を強化し、気持ちを1つにして、社会全体で青少年の体育・スポーツの業務をサポートするネットワークを形成すると共に、「全国億万学生陽光体育運動」を、青少年の体質を強化する重要な措置の1つとすることを求めている。

(2) 国際競技力向上施策

1) 競技力向上施策

①オリンピック・メダル争奪計画

中国において、「競技体育」(Champion Sports)とは、金メダルを獲得し、優秀な成績を収めた高いレベルの選手が行うスポーツのことを指している。2002年に国家体育総局は、それまでの1994-2000年の「オリンピック・メダル争奪計画」に續いて、新しく2001-2010年の「オリンピック・メダル争奪計画」を発表した。同計画の目標は、2004年のアテネオリンピック大会の金メダル獲得数で上位を維持し、優勢な競技種目を強化・拡大し、2008年の北京オリンピック大会の良好な基盤を構築することであった。2004年のアテネオリンピック大会においては、20~24のメインの競技種目と、120前後のマイナーな種目において世界の上位8位までに入り、11~14のメインの競技種目と80前後のマイナーな競技種目でメダルの獲得を目指した。2008年の北京オリンピック大会においては、金メダル獲得数で第3位、22~26のメインの競技種目と、160前後のマイナーな競技種目で世界の上位8位までに入り、14~16のメインの競技種目と、100前後のマイナーな競技種目でメダル獲得を目標とした。

その結果、中国は、2008年の北京オリンピック大会で51個の金メダル、21個の銀メダルを獲得し、獲得したメダルの総数は100個という好成績を収めた。2010年の広州アジア競技大会でも好成績を収め、199個の金メダル、119個の銀メダルを獲得し、メダルの総獲得数は416個に達した。このようにして「オリンピック・メダル争奪計画」の各項目の目標も達成された。

②優秀運動選手奨学金・学業助成金試行方法

文化教育の面についてみると、中国のスポーツシステムにおいては、小学校、中学校、高校（中等専門学校）、大学という異なるレベルを含む運営システムが形成されており、文化的素質が高いスポーツの人材が育成されている。2003年11月に中華全国体育基金会は、国家体育総局が公布した「優秀運動選手奨学金・学業助成金試行方法」に基づき、全国的に優秀なスポーツ選手には、高等学歴教育と職業訓練に対する奨学金や学業助成金制度に入ることを推奨している。2007年末の時点において、合計5,475名のスポーツ選手が中華全国体育基金会の助成金を獲得し、助成金の総額は、2,586.2万元（約3億1,000万円）となっている。

③新時代のスポーツ業務の一層の強化・改善に関する意見

中国におけるスポーツを継続的に発展させるため、中国政府は、スポーツを保護し、奨励する様々な政策を導入している。2002年7月に中国共産党中央国務院は、「新時代のスポーツ業務の一層の強化・改善に関する意見」（以下、「意見」と略称する）を打ち出し、スポーツ、財政、人事、労働保障等の部門に対して、アマチュアの優秀なスポーツ選手が現役を引退した後の受け皿に関する政策措置

を検討・制定し、優秀なスポーツ選手を奨励するメカニズムと傷害保険制度をできる限り早期に確立し、スポーツ選手の現役引退後の不安を解消するよう求めている。

2) スポーツ施設整備

① 全国体育施設全面調査

中国では、2004年、国家体育総局、国家統計局、教育部、鉄道部、農業部、文化部、国家工商政管理局、国家旅遊局、全国総工会が合同で「第5回全国体育施設全面調査」を実施し、その結果が発表された。この調査は、1974年11月20日から始まり、中央の各関係部門と各省の協力のもと、約30万人の調査員を総動員して台湾、香港、マカオを除く中国全土を対象にまとめられたものである。その結果、1人あたりのスポーツ施設面積は1.03平方メートル、1人あたりのスポーツ施設建設資金投入額は148.2元であった。各省、自治区別にスポーツ施設をみると、スポーツ施設数がもっとも多いのは「広東省」の7万7,589カ所(総数の9.1%)で、もっとも少ないのは「チベット自治区」の1,057カ所(総数の0.12%)であった。一方で、国民に対するスポーツ施設の開放使用率は低く、全国のスポーツ施設のうち学校体育施設が65.6%を占め、その開放使用率は29.2%でしかなかった。このことからスポーツ施設が有効に利用されていない現状が課題となっている。

2003年12月時点では、中国には運動場・体育館は、合計で850万880カ所あり、そのうち標準的なスポーツ施設が計54万7,178カ所、全国のスポーツ施設総数の64.4%を占めていた。この調査では、合計64種類の標準的なスポーツ施設が対象となっており、運動場、体育館、プール、跳び込み用プールなどの「大規模スポーツ施設」が計5,680カ所、屋外プール、屋外テニスコート、サッカー場などの「屋外スポーツ施設」が計48万5,818カ所であった。ちなみに、屋外スポーツ施設のうち、バスケットボールコート、小規模運動場、バレーボールコートが計43万6,278カ所と、標準的なスポーツ施設総数の8割を占めていた。1995年に実施された「第4回全国体育施設全面調査」では、スポーツ施設総数が61万5,693カ所であったことから比べると、非常に増加していることが分かる。

② 全民健身計画綱要によるスポーツ施設建設計画

1995年の全民健身計画綱要により、運動場・体育館が急増し、1996年からは、スポーツくじの公益金で、スポーツ施設が建設された。1997年には国家体育総局がスポーツくじの収益金で市、社区および農村にコミュニティ・スポーツ施設を建設した。2002年には、山川、江河湖海、砂漠、森林等自然資源と市、町の広場、公園を利用して、環太湖体育圏、青海湖民族体育圏、北京龍潭体育公園、黒龍江冰雪体育長廊などのスポーツ施設が建設された。2003年末までに、全国の省、直轄市、自治区、市、県、町、村ではコミュニティ・スポーツセンターが計35カ所、地方の小規模スポーツ施設が計100カ所、自然が豊かな公園、山、海、川、湖などでもスポーツ施設が建設され、国民の健康づくり、レジャーに最大限利用されている。

2006年に国家体育総局の『「全民健身計画綱要」第二期工程第二段階(2006-2010)実施計画』に関する通知によると、スポーツ施設に関して次のことを掲げている。

- ①公共コミュニティ・スポーツ施設を建設し、国民にスポーツ施設を開放すること
- ②農村地域に公共運動場・体育館等の施設を建設すること
- ③市、町の広場、公園等の公共の場所を建設すること
- ④自然地域を利用して国民のスポーツ拠点を建設すること
- ⑤市、町、区および農村の経済実用型な公益性スポーツ施設の増加を保障すること
- ⑥教育部と関連部門が協力し、国民に各学校、各機関および会社等のスポーツ施設を開放すること
- ⑦積極的に社会資金を導入して余暇等のスポーツ施設を建設すること
- ⑧2010年に1人あたりのスポーツ施設の面積1.40平方メートルを達成すること

2009 年に中国政府が発表した「全民健身計画綱要」では、公共スポーツ施設の建設と管理を強調している。また、2010 年に国務院弁公庁が発表した「スポーツ産業の発展に関する指導意見」においても公共スポーツ施設の建設と管理を強調している。

(3) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

中国アンチ・ドーピング機構(Chain Anti-Doping Agency : CHINADA)は、国家体育総局の管轄のもと、2007 年に設立された中国の国内ドーピング防止機関である。同機構は、北京オリンピックセンターに設置されており、ドーピングのコントロール、検査、分析、研究を任務としている。同機構が設立される前は、1989 年にドーピング分析研究所(Doping Analytical Laboratory)が設置されていた。その後、1993 年に中国オリンピック委員会アンチ・ドーピング委員会(Chinese Olympic Committee Anti-Doping Commission)が設置されていたが、国家体育総局および中国オリンピック委員会が責任を分担して同機構が設置されることになった。

2) 事故補償・安全対策・保険関連施策

社会的な保険の面においては、2002 年に国家体育総局からの委託を受けて、「中華全国体育基金会」が全国の優秀なチームを対象として、優秀なスポーツ選手に対する傷害互助保険制度を実施している。保険待遇の基準は、特等から 11 等級までの 12 級に区分され、特等は 30 万元(約 360 万円)、11 等級は 2,000 元(約 2 万 4,000 円)となっている。2006 年末の時点において、累計の加入者は 8 万 6,478 人で、累計の支払者数は 6,865 人、累計の支払金額は 1,930 万元(約 2 億 3,200 万円)となっている。

社会的保障の面についてみると、2006 年に国家体育総局、財政部、労働・社会保障部は「スポーツ選手に対する社会保障業務の一層の強化に関する通知」を制定・公布し、中国の優秀なスポーツ選手に対する保障事業が 1 つの新しい段階に入ることとなった。

(4) スポーツ産業関連施策

1) スポーツ産業政策関連施策および計画

①スポーツ産業の発展に関する指導意見等の策定

スポーツ産業(中国語では「体育産業」というが、本項ではスポーツ産業と訳す)については、1993 年に旧国家体育運動委員会が、「スポーツ市場の育成、スポーツ産業化の進展の加速化に関する意見」を公布すると共に、第 1 回全国スポーツ産業業務会議を開催し、中国においてスポーツ産業の重要性が認識されはじめた。また、国家体育運動委員会は、1994 年の「1994~1995 年度スポーツくじ発行管理方法」と「スポーツ市場管理の強化に関する通知」の中で、スポーツくじとスポーツ経営をスポーツ産業の主要な内容として法制管理の対象に組み込んだ。1995 年には、「スポーツ産業發展綱要(1995~2010)」が発表され、中国のスポーツ産業發展の指導的思想、目標、政策的措置が提起された。2000 年に国家体育総局から、「2001~2010 年体育改革と發展綱要」が公布され、今後 10 年のスポーツ産業の發展目標、基本的戦略および WTO 加盟後の發展戦略が提起されている。また、2006 年 12 月に国家体育総局が発表した「スポーツ産業『11 期 5 カ年』計画」では、「11 期 5 カ年」の期間中の中国のスポーツ産業の發展が直面する情勢が分析され、当該期間中のスポーツ産業の發展の原則と目標が指摘されている。さらに 2008 年 6 月の「スポーツ及び関連産業分類(試行)」により、スポーツ産業の統計が国家の統計に組み入れられるようになった。2010 年 3 月には国務院弁公庁から「スポーツ産業の發展に関する指導意見」が発表され、スポーツ産業を發展させるための意見と措置が提起されている。これは中国のスポーツ産業に対するもっとも権威のある初めての政策であり、中国のスポーツ産業に欠けていた国家政策が示されることとなった。

上述の一連の政策による指導のもと、中国のスポーツ産業は急速に発展した。2008年に中国のスポーツ産業は、付加価値1,554億9,799万元（約1兆8,659億6,400万円）を実現し、当該年度の国内総生産（GDP）に占める割合は0.52%となった。

②国家職業資格証書制度

国家体育総局は、2004年6月に「職業技能検定指導センター」を設立した。これは、スポーツ業界における国家職業資格証書制度を推進し、全国的規模でスポーツ業界に特有な職業の職業技能検定業務を実施するためのものである。

現在、国家職業分類大典（国が認める職業の一覧）にリストアップされているスポーツ業界に特有な職業としては、社会体育指導員(social sports instructors)、スポーツ施設整備士(体育场地工)、スポーツマネジャー(体育经纪人)およびライフセーバー(游泳救生员)がある。以前は、社会体育指導員は、一貫して公益的な役務を提供する要員であったが、職業技能検定指導センターが設立されたことに伴い、社会体育指導員は一つの職業とされるようになった。職業としての社会体育指導員は、スポーツ指導の専門化と職業化のレベルを向上させるだけでなく、現役を引退したスポーツ選手を受け入れる重要な受け皿ともなっている。

2) スポーツ雇用関連施策

スポーツ選手が現役を引退した後の受け皿の面についてみると、2002年9月に国家体育総局と中央機構編成委員会弁公室(中央政府)が作成し、教育部、財政部、人事部、労働・社会保障部が共同で「現役を引退したスポーツ選手の再就職業務をさらにしっかりと行うことに関する意見」を策定し、現役を引退したスポーツ選手の再就職に関する業務を推進した。また、2003年に国家体育総局は、財政部、人事部と共同で「自主的に職業を選択するスポーツ選手の経済補償規則」を策定するなど、市場経済の条件の下、現役を引退した優秀なスポーツ選手の再就職に伴う金額を示すといった新たな方法を試みている。

3. スポーツ政策の構造および体系

(1) 体育とスポーツの概念

中国では体育とスポーツの概念は明白な区別はなされていない。行政組織および法令上の用語としては「体育」という用語が一般的に使用され、その中にはスポーツの意味が含まれている。たとえば、国家体育総局の英語表記は、同局のホームページによれば General Administration of Sport of China となっている。また、「競技体育」は競技スポーツと、「体育産業」はスポーツ産業と訳しかえた方が適切な場合も多い。中国におけるこのような概念の混合状態に対して、今後どのように体育とスポーツの概念を整理して政策を実行していくかは、中国のスポーツ政策にとって非常に重要な課題の1つとなるだろう。

(2) 政策課題

スポーツに関する行政組織の構造、法令および計画の内容からみると、中国のスポーツ政策の課題は、①市民のスポーツおよび身体活動の振興、②健康体力の向上、③競技スポーツの振興、④スポーツ産業の振興の4つに分けることができる。特にスポーツ産業開発政策は、新たな課題として取り組まれるようになってきたといえる。また、全民健身計画に代表されるスポーツを通した健康体力の向上施策は予算を伴い計画的な実行がなされている。さらに、これらの政策課題を解決するための基盤として、⑤政策法規および⑥経済政策の企画、立案および実施が重要な課題となっている。さらに、国家体育総局と連携して、教育部が主管している⑦学校体育・スポーツの振興と、中国障害者連合会

が主管している⑧障害者スポーツの振興も重要な政策課題であるといえる。

(3) 大衆体育に関する施策の2つの側面：スポーツ発展施策と「健身」施策

国家体育総局の内部部局として「大衆体育局（群体司）」があり、大衆体育（中国語では「群众体育」）に関する施策を担当しているが、この大衆体育または大衆スポーツに関する施策は、スポーツそのものの振興や発展を目的としたスポーツ発展施策と、身体活動やスポーツを通して国民の身心の健康、体質および生活の質の改善、体力の向上などを目的とした「健身」施策に分けることができる。すなわち、中国におけるスポーツ政策の対象は、スポーツそのものの振興だけでなく、身体活動を含めたスポーツを通した健康・体力の向上策にまで拡大されているといえる。

III スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) 中華全国体育総会(All-China Sports Federation : ACSF)

①設立背景・特徴

「中華全国体育総会(All-China Sports Federation : ACSF)」は、国家体育総局が主管する各種スポーツ団体から構成される統一組織であり、政府に登録された社会団体の1つであるが、実質的には国家体育総局の組織機構の一部となっている。中華全国体育総会は、スポーツ団体の連合組織として生涯スポーツのための事業を推進し、また全国運動会などのスポーツ競技大会を開催し、競技スポーツのための事業を行っている。

②組織構成

中華全国体育総会には、オリンピック種目31、非オリンピック種目35、合計66の種目別の協会が所属しており、各地方の省にも省体育総会が設置されている。

また、地方には、各級の体育総会があり、各地方のスポーツ団体、競技者および指導者が連携する組織として、地方のスポーツに関する事業の発展のために活動している。

(2) 中国オリンピック委員会(Chinese Olympic Committee : COC)

①設立背景・特徴

「中国オリンピック委員会(Chinese Olympic Committee : COC)」は、非政府、非営利の国内スポーツ団体であり、オリンピック・ムーブメントとスポーツの振興を目的としている。同委員会は、オリンピック・ムーブメントと関連する国際的な事項において中国を代表し、国際オリンピック委員会、アジアオリンピック評議会その他各国の国内オリンピック委員会と国際関係を維持している。中国オリンピック委員会は、オリンピック憲章、オリンピック・ムーブメントに基づいたスポーツの振興を行っている。

②組織構成

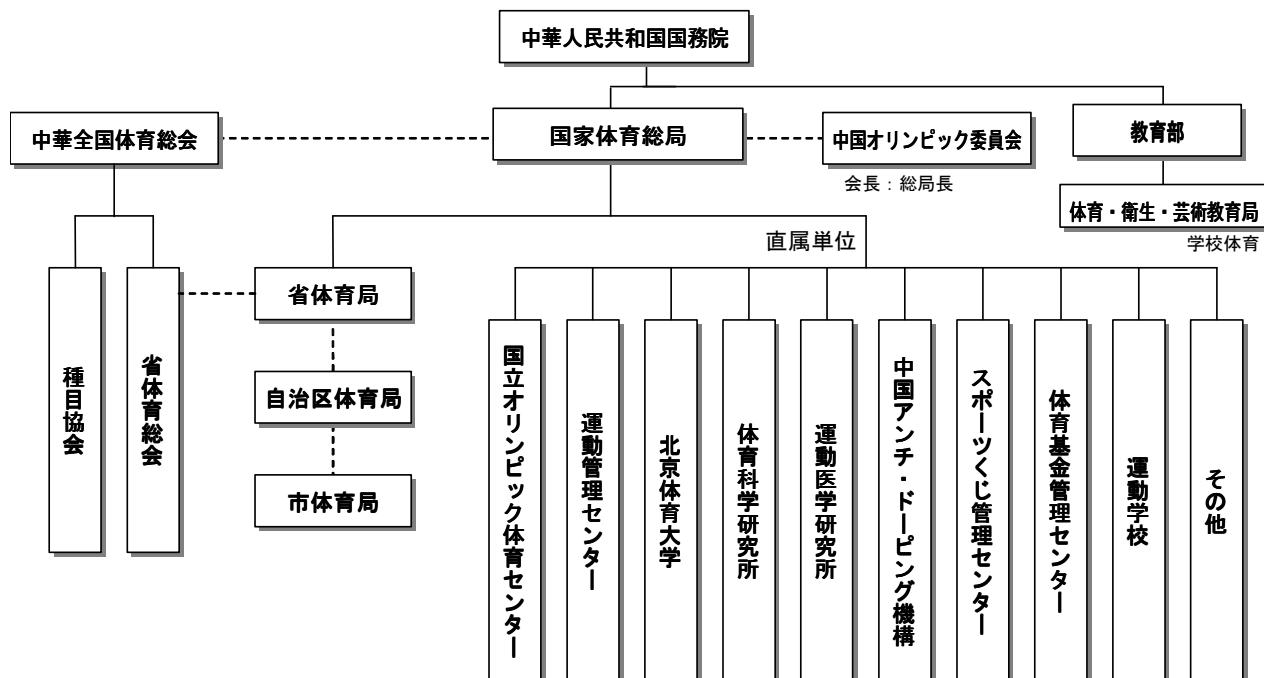
2009年10月の中国オリンピック委員会委員名簿によれば、その会長は、国家体育総局長が兼務しており、他の委員も、国家体育総局の副局長、各部局の局長、各運動管理センター主任、地方の省の体育局長などが勤めており、人員構成については、国家体育総局に準じている部分がある。

2. その他

(1) スポーツ界全体とスポーツ行政との関係・パートナーシップ連携

中国のスポーツ政策は、国家体育総局を中心に中央集権的な体制がとられている。各種のオリンピックスポーツ種目については、運動管理センターが設置され、また学校教育段階でも人材の発掘と養成について既に体系的な制度構造が存在している。また、国家体育総局と中国オリンピック委員会の会長は同一であり、役員構成にも重複があることから、中央スポーツ行政組織と国内スポーツ組織との間には人的に密接な関係がある。このことは中国がスポーツ政策を官民一体となって強力に推進していることが背景にあるといえる。中国のスポーツ組織全体像は、図表C-8の通りである。

図表 C-8 中国のスポーツ組織体制図



出典：国家体育総局のホームページをもとに作成

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

1949年に中華人民共和国が建国されてから1960年代中期までは、中国政府が障害者の組織、自立支援等の事業を開始する時期であり、障害者スポーツの萌芽期でもあった。たとえば、中国政府は、1953年に中国視覚障害者福利会を、また1956年に中国聴覚障害者福利会を設立した。1957年には第1回青年視覚障害者運動会および聴覚障害者運動会が開催され、1959年に初めて聴覚障害者バスケットボール大会が開催された。また、1960年に視覚障害者と聴覚障害者の第1回全国代表大会が開催され、その後、前述の2つの団体は合併して中国視覚聴覚障害者協会となった。

文化大革命の時期(1966-1976)は、中国の障害者スポーツ事業に大きな進展はみられなかつたが、1978年の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議以後は、中国社会が改革へと向かい、1982年の中華人民共和国憲法第45条で、「国家と社会は、視覚、聴覚、言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働、生活および教育を援助し処置する」と定められると、障害者さらには障害者スポーツに対して政府が資金を投入し事業を開拓するようになった。1983年には中国傷害者体育協会(中国伤残人体育)が設立された。また、中国視覚聴覚障害者協会から、中国ろう者体育協会(1985年設立)と中国知的障害者体育協会(1986年設立)が分かれた。

一方、1984年には安徽省合肥市で第1回全国障害者スポーツ大会が開催され、これ以降おおむね4年毎に同大会が持ち回りで開催されるようになった。全国大会以外にも、中国の省、市、自治区で3~4年に一度、障害者スポーツ大会が開催され、また各自治体では定期的に特別支援学校スポーツ大会が開催されるようになった。また、1984年に中国は、ニューヨーク・アイレスベリー・パラリンピック大会に中国障害者スポーツ代表団を初めて派遣した。

1991年には障害者保障法、1995年には中国体育法が制定され、障害者の権利保障、障害者スポーツの振興が国の責務として定められると、中国の障害者スポーツは、さらに施策が講じられるようになった。2004年には、中国パラリンピック運動管理センターが設置され、北京パラリンピック大会に向けて障害者専用のナショナルトレーニングセンターが整備された。2008年の北京パラリンピック大会と2010年の広州アジア障害者スポーツ大会では、中国の障害者スポーツ選手が好成績を残し活躍したことで、中国社会では「人文、人道、人権」に対する理解が深まり、障害者に対する関心もさらに深まることになった。

(2) 障害者スポーツの現状

中華人民共和国国家統計局による「第2回全国障害者サンプリング調査」の推計によれば、2006年4月時点において、中国における障害者は合計で8,296万人おり、総人口13億948万人の6.34%を占めている。このうち、視覚障害者が1233万人、肢体不自由者が2412万人、聴覚障害者が2004万人、言語障害者が127万人、知的障害者が554万人、精神障害者が614万人、重複障害者が1352万人と推計されている。また、中央新華社によると、定期的にスポーツ活動を行っている障害者は、中国全土で合計600万人おり、そのうち障害者スポーツの競技者が270万人いると報告されている。さらに、これらの障害者スポーツの競技者のうち、150万人がパラリンピック関係の運動競技に参加し、60万人がスペシャルオリンピックス関係の運動競技に参加し、60万人がデフリンピック関係の運動競技に参加していると報告されている。

また、1996年の「障害者体育活動参与調査」に基づく障害者と健常者の比較分析によれば、スポーツに参加する人数、年齢、文化制度、収入について、以下のことが報告されている。

- ①障害者のうちスポーツに参加する者は4分の1(25.3%)であり、健常者よりスポーツをする者の割合が非常に少ない。
- ②年代別に比較した結果では、青年（16—35歳）、中年（36—55歳）および老年（56歳以上）の障害者がスポーツに参加する割合は、それぞれ16.7%、30.8%、36.0%であった。
- ③文化程度について比較すると、高校の教育を受けた障害者は、受けていない障害者よりスポーツをする者が多い。
- ④収入について比較すると、収入が高い障害者は、低い障害者より、スポーツをする割合が高い。
- ⑤障害者と健常者でスポーツをする場所を比較すると、障害者は健常者より大きな体育館でスポーツをする者が少なく、職場、公共スポーツ施設、住宅スペース、街中、公園等でスポーツをする者が多い。従って、地域のスポーツセンターを障害者に開放することによって、もっと多くの障害者がスポーツをする機会が増えると考えられた。
- ⑥障害者がスポーツに興味をもつたためには、障害をもつ生徒に対して、学校で生涯スポーツの理念を教え、障害の種別によって適したスポーツ活動を行い、スポーツ習慣を身につけさせることが大切である。

（3）障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツ担当機関

中国の障害者スポーツの担当機関としては、中国障害者連合会と国家体育総局がある。

中国障害者連合会(中国残疾人联合会) (China Disabled Persons' Federation : CDPF)は、中国障害者福利基金会(1953年設立)と中国視覚聴覚障害者協会(1983年設立)によって1988年に設立された。中国障害者連合会は、障害者保障法に基づき、障害者の共同利益を代表し、障害者の権利利益を擁護し、障害者を団結・教育し、障害者のための事業を行うために設立された社会団体である。中国障害者連合会は、法律に基づき障害者のために事業を実施することが中国政府から認められた特別な機関であり、社会団体登記管理条例に基づく中国における主要な社会団体の1つである。中国障害者連合会は、視覚障害、聴覚障害、身体障害、知的障害および精神障害などに関する各種関連団体から構成されている。また、中国障害者連合会には、省(自治区、直轄市)、市(自治州)、県(区)に地方組織として各級障害者連合会がある。中国障害者連合会は、障害者のための社会活動の1つとして障害者スポーツを支援しており、中国パラリンピック委員会、中国ろう者体育協会、中国スペシャルオリンピックス委員会などの障害者スポーツ団体を主管している。

一方、国家体育総局は、スポーツ全般を担当する行政機関として、障害者スポーツに関する事業を実施している。特に国家体育総局は、生涯スポーツ施策の一環として障害者スポーツに関する事業を実施するとともに、障害者スポーツの競技力向上施策を実施し、国内の障害者スポーツ団体を管理し、国際パラリンピック委員会などとの国際交流を行っている。

2) 障害者スポーツ団体

①中国障害者体育協会(中国残疾人体育协会)・中国パラリンピック委員会

中国障害者体育協会(中国残疾人体育协会)は、1983年に設立された中国傷害者体育協会が1991年に名称を変更して設立された団体であり、中国における障害者のスポーツ活動を奨励し、その参加の促進を目的とする非営利の全国的な社会団体である。中国障害者体育協会は、同協会の定款(章程)によれば、対外的な名称を「中国障害者オリンピック運動委員会」、英語名を「National Paralympic Committee of China」、英語略称を「NPCC」といい、中国の国内パラリンピック委員会を兼ねている。また、この中国の国内パラリンピック委員会は、「中国パラリンピック委員会(中国残奥委員会)」と称され、中国障害者連合会に登録されている。中国障害者体育協会(中国パラリンピック委員会)は、

中国障害者連合会、国家体育総局、民政部から指導・監督を受けており、さらに省、自治区、直轄市等には地方障害者体育協会がある。また、中国障害者体育協会（中国パラリンピック委員会）は、障害者スポーツ全般、特に肢体不自由者および視覚障害者のスポーツのための活動を行っており、パラリンピックに身体障害者および視覚障害者の選手やスタッフを派遣し、スポーツ訓練基地を管理などしている。

②中国ろう者体育協会(中国聴人体育协会)

中国ろう者体育協会は、聴覚障害者のスポーツ活動を促進し、その活動の平等な参加を確保し、また健康体力の回復を目的として1986年に設立された全国的な社会団体である。同協会の章程（定款）によれば、英語名を「China Sports Association for the Deaf Persons」といい、英語略称を「ASADP」という。また、対外的には、中国ろう者オリンピック委員会（中国聴人奥林匹克委员会）、中国語の略称を「中国聴奥会」と呼称される。中国ろう者体育協会は、中国障害者連合会の登録団体の1つであり、国家体育総局および民政部からも指導・監督を受けている。中国ろう者体育協会には、省、自治区、直轄市等に地方組織がある。また、1988年に国際ろう者スポーツ委員会（CISS）に加盟し、ろう者の国際的な大会・組織との国際交流を図っている。

③中国知的障害者体育協会(中国弱智人体育协会)・中国スペシャルオリンピックス委員会

中国知的障害者体育協会は、知能指数70以下の知的障害者のスポーツ活動の管理や促進を目的として1985年に設立された全国的な社会団体である。中国知的障害者体育協会は、同協会の章程（定款）によれば、対外的な名称を「中国特殊オリンピック運動委員会」、英語名を「Special Olympics China」英語略称を「SOC」といい、中国の国内スペシャルオリンピックス委員会を兼ねている。また、この国内スペシャルオリンピックス委員会は、中国スペシャルオリンピックス委員会（中国特奥委員会）とされ、中国障害者連合会に登録されている。中国知的障害者体育協会（中国スペシャルオリンピックス委員会）には、省、自治区、直轄市等に地方組織がある。中国知的障害者体育協会（中国スペシャルオリンピックス委員会）は、知的障害者のためのスポーツ活動を奨励し、その参加の平等を確保し、関係するスポーツ大会を組織するなどの活動を行っている。また、スペシャルオリンピックス（Special Olympics, Inc. :SOI）に加盟し、知的障害者のスポーツ活動に関する国際交流を行っている。

3) 中国障害者体育運動管理センター

中国における障害者スポーツの強化拠点施設としては、まず2003年に設立が批准され、2004年に正式に開所された中国パラリンピック運動管理センターがある。さらに、同センターは、2009年に廃止され、新たに中国障害者体育運動管理センターおよび同センター障害者スポーツ・トレーニングセンターが設置された。中国障害者体育運動管理センターは、中国障害者連合会直属の公益性事業単位である。中国障害者体育運動管理センターの任務は、中国障害者連合会から委託された事業を、中国障害者連合会、国家体育総局および民政部からの指導監督を受けて実施している。その任務は、以下のとおりである。

- ①中国障害者スポーツ全体の管理を行い、中国障害者のスポーツ指導、スポーツ活動の普及を行う。
- ②中国パラリンピック委員会、中国デフリンピック委員会、中国スペシャルオリンピックス委員会などの組織機構の事務的な役割を果たす。
- ③中国障害者スポーツ代表団の組織、トレーニングおよび全面的な管理を行う。
- ④国の総合障害者スポーツセンターとして、障害者スポーツに関わる指導者を養成する。

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) 中華人民共和国憲法

1982年の中華人民共和国憲法第45条は、「国家と社会は、視覚、聴覚、言語障害その他の身体障害をもつ公民の労働、生活および教育を援助し処置する」と定めている。

2) 中華人民共和国障害者保障法

中華人民共和国障害者保障法は、1990年に制定され、2008年に改正された。現行の障害者保障法によれば、障害とは「心理・生理・人体構造上、ある種の組織・機能が喪失しているかまたは不正常であり、正常な方法によってある種の活動に従事する能力の全部または一部を喪失している者」を指し、視覚障害、聴覚障害、言語障害、肢体不自由、知的障害、精神障害、重複障害およびその他の障害をもつ者が含まれる。また、同法は、「障害者は、政治、経済、文化、社会および家庭生活等の分野においてその他の公民と平等の権利を共有する」(3条)と定め、障害に基づく差別を禁止している。さらに、同法は、国家による障害者に対する特別な扶助、障害の影響および外界の障壁の軽減または取り除き、障害者の権利の実現(4条)、障害者がリハビリテーション・サービスを享有する権利(15条)、障害者が平等に教育を受ける権利(21条)、障害者が労働する権利(30条)、障害者が平等に文化的な生活に参加する権利(41条)、障害者が各種社会保障を享有する権利(48条)、障害者のためのバリアフリー環境の整備(7章)などについて定めている。

特に同法第41条は、体育(スポーツ)・レクリエーションへの平等な参加の権利を定め、第42条は、政府および関係機関がそのための積極的な条件整備を行うこと、第43条は、障害者スポーツ施設を設置することを定めている。

3) 中華人民共和国体育法

1995年の中華人民共和国体育法第16条では、全社會が障害者の体育活動の参加に関心を示し支持しなければならず、各級人民政府は措置を講じて障害者がスポーツ(中国語では「体育」)に参加するために便宜を提供しなければならないことを定めている。また、同法第46条は、公共体育施設が社会に開放され、国民のスポーツ活動(中国語では「体育活動」)の展開の便益を図り、学生、高齢者、障害者に対して優遇措置を実行し、体育施設の利用率を高めなければならないことを定めている。

4) その他の関係法令

①全民健身計画綱要

1995年の全民健身計画綱要是、広く障害者が多様なスポーツ活動を行えるようにし、体力と社会活動能力を向上させ、障害者スポーツ指導者を養成し、障害者スポーツの競技力を向上させることを定めた。

②2001-2010年体育改革及び発展綱要

2000年の「2001-2010年体育改革及び発展綱要」第11条は、高齢者と障害者が弱い立場にあるため、各種スポーツ組織は高齢者と障害者を支援すべきであること、または障害者のために新しいスポーツ施設を建設すること、障害者に科学的にスポーツを指導することを定めた。

③障害者体育工作第11期5カ年実施法案

2006年の「中国障害者事業第11期5カ年発展綱要」は、「障害者体育工作第11期5カ年実施法案」を定めた。

④障害者事業の発展を促進することに関する意見、障害者工作の更なる強化に関する意見、および全民健身条例

2008年の中共中央国務院「障害者事業の発展を促進することに関する意見」および国務院弁公庁「障害者工作の更なる強化に関する意見」並びに2009年の「全民健身条例」では、障害者の特徴に応じて広く障害者スポーツを行い、障害者のリハビリテーションのためのスポーツ種目に適応したスポーツ活動を行うこと、さらに、科学的で文化的で自由に、いつでもどこでも障害者スポーツを行えるように施設を設置することが定められた。

⑤新時期障害者大衆体育工作的強化に関する意見

2010年の中国障害者連合会、国家体育総局、教育部および民政部の「新時期障害者大衆体育工作的強化に関する意見」は、障害者スポーツの施設、スポーツ器材等に便宜を図ることが定められた。

以上の障害者スポーツと関連する法令をまとめると図表C-9の通りである。

図表C-9 中国障害者スポーツ政策と関連法一覧

1991	中華人民共和国障害者保障法
1995	全民健身計画綱要
	中華人民共和国体育法
2000	2001-2011年体育改革および発展綱要
2006	中国障害者事業第11期5カ年発展綱要および障害者体育工作第11期5カ年実施法案
2007	新時期障害者群衆体育工作的強化に関する意見 安徽省「安徽省における顕著な貢献をした選手、コーチの奨励に関する暫定措置」 国家障害者選手チームの消耗器材経費および実物管理方法 国家障害者選手チームの随伴特殊機材の使用および管理方法
2008	中共中央国務院「障害者事業の発展を促進することに関する意見」 国務院弁公庁「障害者体育工作的強化に関する意見」
2009	全民健身条例 中共中央国務院「新時期体育工作的強化と改善に関する意見」
2010	中国障害者連合会、国家体育総局、教育部、民政部「新時期障害者大衆体育工作的強化に関する意見」

出典：中国障害者連合会、政策法規ウェブサイトにより作成(<http://www.cpc2008.org.cn/zhengcefagui.htm>)

（5）障害者スポーツ施策・事業

1) 施設およびナショナルトレーニングセンター

中国障害者体育運動管理センターは、中国障害者連合会直属の公益性事業単位であり、障害者スポーツトレーニングセンターを管理している。このナショナルトレーニングセンターは、北京にあり、敷地面積が23万8,235m²、建築面積が6万4,382m²であり、選手宿泊棟、スポーツ科学研究棟、総合トレーニング場、プール、視覚障害者ゲートボール場、トレーニング場、医療・リハビリテーション施設などが設置されている。さらに、この他にも、青海多辺中国障害者スポーツトレーニングセンター、吉林省中国障害者卓球トレーニングセンター、黒龍江亞布力スキー場（中国障害者冬季スポーツ種目トレーニングセンター）などの特定の障害者スポーツのトレーニングセンターが設置されている。

また、全国には、上海市障害者スポーツトレーニングセンター、遼寧省障害者スポーツトレーニング康復センター、広州障害者パラリンピック管理センター、成都市障害者スポーツセンターなど、約20カ所の障害者スポーツトレーニングセンターが設置されており、各省、自治区、直轄市に少なくと

も1つの障害者スポーツ総合施設が設置されている。

さらに、各地の公共スポーツ施設においても障害者スポーツに便宜を図り、障害者を優遇している施設がある。たとえば、福建福州市スポーツトレーニングセンター、雲南海埂スポーツトレーニングセンター、江蘇南京五台山トレーニングセンター、天津スポーツ競技トレーニングセンター、湖南省黄石市スポーツセンター、湖南省湘潭市スポーツセンター、北京市射撃技術学校、甘肅天水市スポーツセンターなどがある。中国障害者事業第11期5ヵ年計画発展綱要は、障害者スポーツ施設を建設し、全国の市以上に障害者スポーツ施設を1,324ヵ所設置することを定めている。

この他、特殊な施設としては、2007年に中国体育総局と中国障害者連合会によって設立された雲之南青少年水泳グラブ、2010年に設立された北京2010年男子シッティングバレー・アジアグラブがある。また、障害者スポーツ専門の指導者を養成するために、北京体育大学、瀋陽体育学院、天津体育学院、上海体育学院に「障害者スポーツ」と「体育保健のリハビリテーション」の専門のコースが設置されている。

2) 財政措置

中国では経済発展と共に障害者スポーツも発展しつつあり、障害者スポーツ振興のための予算も増加している。2005年5月13日の中国障害者事業5ヵ年計画綱要専項資金管理方法によると、まず障害者事業への予算は、地方政府が主であり中央政府は補助的であるとの原則が示されている。ただし、国家体育総局によると、2008年に北京パラリンピックには中央財政から6億元（約72億円）の資金が投入された。

中国において、障害者スポーツに資金を投入している組織は、以下のとおりである。

- | | |
|-------------|--------------------|
| ①政府（中央と地方） | ②障害者連合会と障害者スポーツ連合会 |
| ③スポーツくじと公益金 | ④企業と会社 |
| | ⑤個人から |

3) その他

①全民健身日

2008年北京オリンピックの開催日を記念して、全国の健康づくりのために、2009年に中央共産党中央委員会は「全民健身条例」で、毎年8月8日を「全民健身日」とし、様々な種類の障害者スポーツプログラムを開催し、障害者にサービスを与えることが規定されている。

②障害者スポーツ事業

2006年の「障害者体育工作第11期5ヵ年実施法案」によると、障害者スポーツ事業として、以下の12項目が掲げられている。

- | |
|---|
| ①積極的に世界大会、パラリンピック、アジアパラリンピックおよび国内の各障害種別のスポーツ大会を開催し、参加を促進する。特にパラリンピックを含む国際大会にて優秀な成績を収める。 |
| ②2007年までに県の障害者スポーツ管理機構を設立し、中国パラリンピック委員会、中国聴覚障害者体育協会、中国スペシャルオリンピックス委員会および地方の障害者スポーツ組織の機能を發揮して、各地域でスポーツ大会を開催するなど、障害者のスポーツの振興に努める。 |
| ③障害者スポーツに携わる指導者の養成を図る。2007年末、約1,000名の養成を目標とする。 |
| ④障害種別の連盟、スポーツ主管部門と障害者スポーツ組織と連携して、障害者スポーツの普及を行い、市、町、区の障害者のリハビリテーション施設、農村の文化活動施設、特別支援学校、福祉事業所は積極的に障害者スポーツとリハビリテーション活動を行う。 |
| ⑤第11期5ヵ年計画の期間で、障害者のスポーツ人口15%を達成目標とし、毎年、スペシャルオリ |

ンピックスへ参加する知的障害者を 10% 増、身体障害者スポーツ種目は 25 種目を達成目標、視覚障害者スポーツ種目は 10 種目を達成目標、聴覚障害者スポーツ種目は 12 種目を達成目標、知的障害者スポーツ種目は 24 種目を達成目標とする。毎年全国の省、自治区、直轄市では省以上のレベルで障害者スポーツを 10 回以上行う。

- ⑥障害者の学校は、体育教育を重視し、障害者の特徴に応じたスポーツ活動を行う。体育学院や教員養成学校では学習内容に障害者スポーツを取り入れる。体育学院や教員養成学校で教育が可能な場合は、優秀な障害者スポーツ選手を入学させ、学校が優秀選手を養成し、ナショナルチームのために支援する。
- ⑦障害者スポーツ選手は、集団でまたは個人でトレーニングを行う。科学的トレーニング、科学的研究、医務監督および保障体系を堅持する。地方の障害者スポーツも推進する。障害者スポーツ選手のドーピングの使用および競技中の違反行為を禁止する。
- ⑧障害者スポーツの競技制度を整備し、国際審判員、国内の審判員を養成する。障害者スポーツの推進にかかわる科学的・理論的な研究を行う。
- ⑨国立障害者スポーツ総合トレーニングセンターを設立し、質の高いプログラムを提供し、施設の管理運営も徹底する。各省、自治区、直轄市で少なくとも 1 カ所、障害者スポーツ総合施設があり、障害者スポーツに関する質の高いセンターとして、各種スポーツおよびスポーツトレーニングができるようにする。公共の体育館は障害者スポーツをするのに適した施設とする。
- ⑩障害者スポーツのために障害者スポーツの器具・用具を開発する。
- ⑪障害者スポーツが向上するために積極的に国際交流を行う。
- ⑫国の予算は国家代表の障害者スポーツ選手の養成、トレーニングなど、国際的な障害者スポーツに使用し、地方財政の予算は地域の障害者スポーツに投入する。

2. ナショナルスタジアム

中国では 2008 年 8 月の北京オリンピックに向けメイン会場となる「北京ナショナルスタジアム（鳥の巣）」を中心に、11 カ所のスポーツ施設を新設し、9 か所のスポーツ施設を臨時で建設し、11 カ所のスポーツ施設を改修した。ナショナルスタジアムなどの主な大規模スポーツ施設は、添付資料の図表 C-10 の通りである。

北京ナショナルスタジアム（鳥の巣／北京国家体育场）は、北京市南北部のオリンピック公園内にあり、2008 年に完成した第 29 回北京オリンピック時のメインスタジアムである。面積は 21 ヘクタール、床面積 25 万 8,000 m²、観客席は常設で 8 万席である。北京オリンピックでは主に陸上競技やサッカーで利用された。この施設は、総資産の 58% を保有している北京市国有資産管理株式会社（The Beijing State-Owned Assets Management Co. Ltd:BSAM）と、中国国際信託資産コンソーシアム（The China International Trust and Investment Consortium:CITIC）の共同保有となっている。

その他の主なスタジアムとしては、北京工人スタジアム（常設で 6 万 4,000 席）、上海スタジアム（常設で 5 万 6,000 席、最大で 8 万席）、天津オリンピックセンタースタジアム（常設で 6 万席）、瀋陽オリンピック・スポーツセンター・スタジアム（常設で 6 万席）、秦皇島オリンピック・スポーツセンター・スタジアム（常設で 3 万 3,000 席）などがある。

また、北京国家体育馆（北京国家体育馆）は、北京オリンピック公園内にあり、2007 年に完成した中国最大規模の屋内競技場である。建築面積は 8 万 1,000 m²、床面積 3,000 m²、観客席は常設で 1 万 8,000 席である。北京オリンピックでは体操、トランポリンおよびハンドボールの、北京パラリンピックでは車いすバスケットボールの会場として利用された。

国立水泳センター（ウォーターキューブ／国家遊泳中心：水立方）は、同じく第 29 回北京オリンピック時の競泳等の会場としてオリンピック公園内に建設された。総面積 8 万 m²、観客席は常設 6,000

席で、大会後は、健康や文化娯楽、コンベンション機能を含めた多機能な施設として運営されている。この施設は、北京市国有資産管理株式会社（BSAM）が建設・運営していたが、2007年に北京国家水泳センター株式会社（Beijing National Aquatic Center Co. Ltd）が運営会社として登録されている。

さらに、青島には、北京オリンピックのために整備された青島オリンピックセーリングセンターがある。

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

中国では、トレーニングセンターが14カ所設置されている。また、設置拡充が予定されている施設が1カ所ある。各施設の状況は、以下の通りである。

（1）黄石国家卓球トレーニングセンター

1987年に設立された国家体育総局の拠点施設の1つ。卓球のトレーニングセンターとしては第1号の施設として建設された。敷地面積は2,800m²、トレーニング場の建築面積は560m²あり、80台の卓球台が並ぶ国内最大の卓球のトレーニングセンターである。また、付属施設として、トレーニングジム、栄養指導室、展示室がある。このセンターは、国家卓球チーム、アジア地区・全国卓球優秀選手がトレーニングを行っており、「世界の金メダリストを育てる所」と言われている。また、施設の管理運営が整備されているため、1999年8月には中国卓球協会から「貢献賞」が贈られている。

（2）正定国家卓球トレーニングセンター

別名を中国卓球協会国際研修センターといい、中国河北省正定県にある。敷地面積は2万6,680m²、建築面積は2万1,613m²であり、高水準のトレーニング施設、卓球の博物館、宿泊棟、多目的施設、共用施設、レストラン等の施設が整備されている。トレーニング施設が3カ所に分かれており、120台の卓球台で同時にトレーニングができる。国際基準を満たした近代的なトレーニングセンターである。

（3）台州国際テニストレーニングセンター

台州市にあり、市の主要施設となっている。総投資額は9,000万元である。テニスコートは31カ所あり、4,000席の観客席があるセンターコートが1カ所、屋内テニスコートが6カ所、屋外テニスコートが24カ所ある。これらの施設はすべて国際基準を満たしている。2003年11月には、センターの環境美化のために庭園も建設された。

（4）国家体育総局秦皇島トレーニングセンター

河北省秦皇島市にあり、1973年に設立された。中国の「サッカー学校」とも呼ばれている。芝生と土のサッカーコート20面、トレーニング施設5棟、教育施設と選手(学生)の宿泊棟が8棟ある。このセンターでは専門クラス、予備軍クラス、実験クラスが設けられている。これまで全国29の省市区から約900名の学生がこのセンターで学び、この3年間で青少年の男女チーム、省市クラブに50名の選手を輩出した。また、このセンターでは、卓球、バドミントン、サッカー、バスケットボール、バレーボール、テニス、武術、体操等20以上のナショナルチームが強化と調整を行っている。

（5）雲南呈貢スポーツトレーニングセンター

雲南省昆明市にあり、1959年設立の雲南国防体育クラブが1994年に新たに雲南呈貢スポーツトレーニングセンターとして設立された。海拔1906.6mの高さにあり、高所トレーニングによい環境といえる。雲南省の各競技種目の選手が長年利用しており、これまで100名以上のナショナルレベルの選

手がトレーニングをしている。国際 A2 基準の自転車場、トレーニング施設、バイク場、競馬場、テニスコート、野外長距離トレーニング場が各 1 カ所、相撲場が 2 カ所ある。また、選手のアパート、食堂、会議室、専門医療施設等の施設がある。

(6) 広西武鳴スポーツトレーニングセンター

国家体育総局が直接投資した重点施設である。1973 年に広西武鳴県に設立された。敷地面積は 5 万 6,600 m²である。このセンターは、ナショナルレベルおよび全国各省、市、自治区のアーチェリーの選手がトレーニングするための施設である。併せて、地域の各競技大会や市民のスポーツ活動のために施設が開放され、地域へのサービスも提供されている。

(7) 香河サッカーセンター

中国のサッカーの普及振興のために国家体育総局が許可し、2002 年 7 月に河北省香河県に設立されたサッカー用トレーニングセンターである。総建築面積は約 2 万 m²あり、A、B、C の 3 つのメインおよびサブの附属施設がある。天然芝のサッカーコートが 5 面あり、人工芝のサッカーコートが 1 面ある。また、400 メートルのコースが 6 本、陸上競技場が 1 つ、テニスコートが 2 つ、宿泊ホテル、4,000 m²の人工湖がある。ナショナルレベルのサッカートレーニング、食事や宿泊、リハビリテーション等のサービスセンターが整備されている。同センターは、国家体育総局系列のサッカーのトレーニングや各種会議を実施する施設であるが、同時に地域社会に施設を開放し、広く地域の人々にサッカー選手の日常生活を体験してもらう場にもなっている。

(8) 振隆トレーニングセンター

河北省体育局、承德市体育局、振隆県人民政府の共同で建設された施設であるが、現在、国家体育総局がもつ県レベルでの唯一のトレーニングセンターである。敷地面積は 4 万 1,074 m²、建築面積は 8,900 m²である。室内トレーニング場のほか、宿舎棟、ゲートボール場、プール、卓球室、ビリヤード室、図書館、研究室、視聴覚室、食堂等の施設がある。

(9) 長白山高原氷雪トレーニングセンター

吉林省白山自然保護区の森林内にあり、海拔 1,700m の高さにある。平均気温は -15 度～ -25 度で、中国のスケート、スキートレーニングおよび旅行の総合センターとなっている。施設としては、天然の高山スキー場、国際基準のスキー場、スキー場、スケート場、スピードスケート場、フィギュアスケート場、総合体育館がある。森林スキー場の長さは 3～5km ある。

(10) 昆明海埂スポーツトレーニングセンター

海拔 1,888m の高さにあり、自然環境に恵まれ、高地トレーニングに適した施設である。昆明は 1 年中春のような良好な気候であり、選手のトレーニングのために好条件の施設となっている。

(11) 漳州スポーツトレーニングセンター

1973 年に旧国家体育運動委員会（現在、国家体育総局）が投資して建設されたバレー場のトレーニングセンターである。バレー場のトレーニング施設が 3 カ所あり、スポーツジムが 2 カ所、選手の宿舎棟が 2 棟、その他研究棟等の施設がある。中国の女子バレーが世界で初めて金メダルを獲得した時（1984 年）は、同センターでトレーニングが行われた。1992 年、中国の女子バレーチームはスペインのバルセロナオリンピックで第 7 位にしかなれなかつたため、漳州の人民政府は、中国の女子バレーを強化するために 500 万元を投資し、7,000 m²の大型体育館を建設した。

同センターの体育館は多様な機能が備わっており、バスケットボール、バレー、バドミントン、卓球、体操などの試合ができる。

(12) 郴州スポーツトレーニングセンター

郴州市北湖公園にあり、敷地面積は5万m²、総建築面積は2万5,000 m²である。バレーのトレーニングを主とした総合的なトレーニングセンターである。1978年に郴州市の体育委員会が建設したスポーツ施設を1980年に旧国家体育運動委員会がナショナルトレーニングセンターとして増築することを決め、1983年に大型施設として建設された。当時、このセンターは国内の球技施設としては一番と言われた。さらに、1984年に国家計委、国家体育運動委員会と湖南省政府から590万元の投資を受け、多様なトレーニングと試合ができる施設、高さ14階の選手宿舎ビルが増設された。1989年からは、バスケットボール、バレー、バドミントン、水泳、卓球、体操等スポーツ種目のトレーニングや試合も行われるようになり、施設もさらに整備された。1979年から中国女子バレーのチームのトレーニングが行われ、その結果、アジア女子バレー大会で5回連続1位となり、このセンターは「世界1位になるセンター」「バレーの家」と言われた。

(13) 広西梧州スポーツトレーニングセンター

1979年に旧国家体育運動委員会と地方が共同で設置した、全国三大サッカートレーニングセンターの1つである。主に、青少年のサッカートレーニングを目的とした施設である。トレーニング場が1つあり、標準のサッカーコートが22面ある。また、ナショナルレベルのサッカー審判員の養成が行われており、中国のサッカー審判員の80%がこのセンターで研修している。サッカーとスポーツの振興のために、1999年に市党委員会と市の人民政府、中国サッカー協会から900万元が投資され、7,247 m²の総合施設を建設し、2000年に開所された。施設としては、会議室、教室、医務室、リハビリテーションセンター、娯楽室、スポーツジム等がある。また、周辺自然環境を保護しながら、サッカーコート、テニスコート、バトミントン等の施設が建設された。同センターは、市民にも開放されており、トレーニングや教育、生涯スポーツ、旅行、レジャーなどの「公園型」のセンターとして機能している。

(14) 青海多巴高原スポーツトレーニングセンター

青海多巴高原スポーツトレーニングセンターは、2004年と2008年のオリンピックを迎えるにあたり、国家体育總局が命名したセンターである。

(15) 北京ゴルフトレーニングセンター

2010年に北京ゴルフ俱楽部が北京ゴルフトレーニングセンターとなった。国際基準を満たした施設が18ヵ所あり、世界、アジア、国内のゴルフのトレーニングやトーナメントの場となることを目指している。今後、中国ゴルフ協会公認のトレーニングセンターとなる予定である。現在、中国では社会経済の発展とともに、レジャー・レクリエーションスポーツが推進されており、今後さらにゴルフのトレーニングセンターの建設が予定されている。

V まとめ

中国のスポーツ政策は、競技力向上政策が注目されがちであるが、近年では、市民のスポーツ活動や身体活動に対しても積極的な施策が展開されている。また、児童、高齢者、障害者、少数民族、マイノリティに対する施策も展開されるようになっている。

さらに、国際交流、仲裁、公平競争の原則、ドーピング、スポーツに関する標識など、世界的なスポーツ政策の動向と対応した施策や人権や権利保護に関する施策も行われるようになっている。これらの諸施策は、ヨーロッパを中心に世界的に取り組まれるようになってきたスポーツ政策の現代的な課題でもあるといえる。北京オリンピックを経たなどした中国は、国際的なスポーツ政策との対応や国際協調を以前にもまして経験した過程で、着実にスポーツ政策を前進させてきたといえるだろう。

スポーツ施策についてみてみると、これまで行われてきたスポーツ振興施策、競技スポーツ施策、健身に関する施策に加えて、特にスポーツ産業に関する施策が実施されるようになってきている。また、スポーツ産業に関する施策には、スポーツ関連産業の振興のほかに、スポーツ関連の雇用や職業に関する施策も導入されている。

スポーツ法とスポーツ政策の実施との関係をみてみると、中国体育法などの法令に基づいて国家体育鍛錬標準が実施され、体育事業に関する5ヵ年計画や全民健身計画などに基づいて諸種の計画や事業が実行されるており、スポーツ法や計画に基づく施策の実施が着実に推進されている。また、5年を単位とした一連の中期計画が継続的に定められ、その達成目標が掲げられており、計画的な施策の実施が図られている。さらに、このようなスポーツに関する計画は、国全体の行政計画の中に組み込まれているといえる。他方、スポーツ仲裁やドーピング防止などに関しては、法令があるものの、まだ実際の制度構築が十分に進んでいない部分もある。中国体育法を中心として中国におけるスポーツ政策は体系的かつ計画的に進められてきているが、今後さらに制度改革に取り組む課題もあるといえるだろう。

スポーツ政策の行政組織における管轄については、まず国家体育総局がスポーツ全般を主管している。特に国家体育総局は、スポーツ振興、競技スポーツ、スポーツ産業、健身計画を中心的な施策として実施するとともに、スポーツに関する経済財政および政策法規についても企画を立案し関連する施策を展開している。中国のスポーツ行政組織は、専門の中央スポーツ行政機関が存在することがスポーツ政策の大きな原動力となっているといえる。

他方、国家体育総局とその他の行政機関との連携も行われている。まず、学校体育に関しては、教育部が所管し、国家体育総局と学校スポーツに関する連携がはかられている。障害者スポーツについては、中国障害者保障法に基づいて設立された中国障害者連合会が障害者スポーツ団体を所管し、国家体育総局と連携して施策が実施されている。

スポーツ財政については、スポーツくじなどを財政部が所管し、この財源が国家体育総局が実施している全民健身計画、地方スポーツ施設の整備、優秀なスポーツ選手の支援などの特定のスポーツ施策のために使用されている。また、多様な寄付等による中華全国体育基金が設立されるとともに、寄付等に関する免税措置も講じられている。

国内のスポーツ統括団体としては、特に全国体育総会と中国オリンピック委員会があるが、これらの団体は民間の社会団体でありながら、行政組織である国家体育総局と極めて密接な組織的関係にあり、官民一体となった強力なスポーツ機構組織が形成されている。

以上のように、中国のスポーツ政策は、さまざまな改革が進められ整備されてきているが、今後も社会経済的な発展に伴って、さらに発展していくことが予測される。

【 参考文献・資料 】

- 2007 年中国城乡居民参加体育锻炼现状调查公报(2008)[N], 中国体育报, 2008-12-19(6).
- 2007 年国民经济和社会发展统计公报.国家统计局. http://www.stats.gov.cn/tjgb/ndtjgb/qgndtjgb/t20080228_402464933.htm
- 2007 年中国城乡居民参加体育锻炼现状调查发布会在京举行. <http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/n33208/n33418/n33583/1010482.html>
- 第二次全国残疾人抽样调查. <http://temp.cdpj.cn/dlzt/cydc/tpzl.htm>
- 泛ゴルフ(2010). <http://www.funfungolf.com/news/trends/>
- 我国有哪些伤残人体育组织. <http://www.sport.gov.cn/n16/n1182/n3058/950555.html>
- 瀋陽オリンピック・スポーツセンター・スタジアム. <http://www.sytyj.gov.cn/Article>ShowClass.asp?ClassID=18>
- 国家体育总局. <http://www.sport.gov.cn/n16/index.html>
- 国立水泳センター(ウォーターキューブ). <http://www.water-cube.com/cn/>
- 国家游泳中心(水立方). <http://www.water-cube.com/cn/>
- 陸小聰(2000) 『中華人民共和国体育法』の成立に関する社会的・歴史的考察, スポーツ史研究, 13:1-12.
- 陸小聰ほか(1998) 中国『体育法』の策定について~その背景と内容を中心~, 季刊教育法, 113, pp.71-77.
- 文部科学省「中華人民共和国教育法(仮訳) http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo8/gijiroku/020501hb.htm
- ナショナルトレーニングセンター参考資料. <http://www.sportsbase.com.cn/Intro.asp>
- 北京市体育局. <http://www.bjsports.gov.cn/openGovernmentInformation/responsibility.jsp>
- 北京国家体育场. <http://www.n-s.cn/cn/>
- 北京国家体育馆. <http://www.guoao.com.cn/Xiangmu.html?id=1>
- 北京工人スタジアム. <http://www.beijing2008.cn/venues/wst/>
- 北京ナショナルスタジアム(鳥の巣). <http://www.n-s.cn/cn/>
- 北京工人スタジアム. <http://www.beijing2008.cn/venues/wst/>
- 笹川スポーツ財団 (2005) 『諸外国におけるスポーツ振興政策についての調査研究－平成 16 年度文部科学省委嘱事業』
- 上海体育场. <http://www.beijing2008.cn/cptvenues/venues/shs/n214074367.shtml>
- 秦皇岛オリンピック・スポーツセンター・スタジアム. <http://www.beijing2008.cn/cptvenues/venues/qhd/n214074419.shtml>
- 搜狐网.副局长杨树安:努力开创十二五体育产业新局面[EB/OL]. <http://sports.sohu.com/20110120/n278989390.shtml>
- Show china (2011). <http://jp.showchina.org/>
- 省・区・市体育局 <http://www.sport.gov.cn/n16/n33193/n33238/index.html>
- 体育・衛生・芸術教育局 <http://www.moe.gov.cn/publicfiles/business/htmlfiles/moe/A17/index.html>
- 体育总局发布会通报全民健身与奥运同行系列活动. http://www.gov.cn/gzdt/2006-12/30/content_483795.htm
- 体彩管理. <http://zhs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/caipiaoguanli/>
- 中華人民共和国駐日大使館 (2011). <http://www.china-embassy.or.jp/jpn/>
- 中華人民共和国人民政府. <http://www.gov.cn/index.htm>
- 中華人民共和国国務院. http://www.gov.cn/test/2008-03/17/content_922434.htm
- 中華人民共和国財政部. <http://yss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengshuju/>
- 中華全国体育総会. <http://www.sport.org.cn/>
- 中華人民共和国教育部 <http://www.moe.gov.cn/>
- 中華全国体育基金会. <http://www.tyjjh.org.cn/>
- 中華全国体育基金会章規. <http://www.tyjjh.org.cn/intro2.asp>
- 中国オリンピック委員会. <http://www.olympic.cn/china/>
- 中国アンチ・ドーピング機構. <http://www.olympic.cn/>
- 中国研究所 (1988) 『中国基本法令集』 日本評論社。
- 中国障害者連合会. <http://www.cdpf.org.cn/>
- 中国障害者聯合会 (2011). <http://wwwbaike.baidu.com/view/125708.htm>
- 中国障害者体育政策法規. <http://www.cpc2008.org.cn/zhengcefagui.htm>
- 中国体育総局スポーツぐじ管理センター. <http://www.lottery.gov.cn/>
- 中国大衆体育 CHIN SFA.NET. <http://www.chinasfan.net/>
- 中国中央門戸 (2010). <http://www.gov.cn/>

中国障害者パラリンピック委員会百科 (2008). <http://www.enorth.com.cn/>

中国残疾人奥林匹克管理中心. http://www.china.com.cn/aboutchina/zhuanti/cjr/2008-09/05/content_16396102.htm

中华人民共和国财政部公告 (2009) 第 87 号 http://zhs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/caipiaoguanli/200908/t20090827_199563.html

青島オリンピックセーリングセンター. <http://www.beijing2008.cn/cptvenues/venues/qdm/n214074261.shtml>

張林芳ほか(2010) 中華人民共和国体育法, スポーツ法研究, 11, pp.13-18.

全国彩票公益金统计表 http://zhs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/caipiaoguanli/200806/t20080603_44821.html

【添付資料】

図表 C-10 中国のナショナルスタジアム

名称	(中国語名)	所在地	設立年	収容規模	主な用途
北京ナショナルスタジアム(鳥の巣)	北京国家体育场	北京	2008	91,000(臨時) 80,000(常設)	陸上競技 サッカー
北京工人スタジアム	北京工人体育场	北京	1959	64,000	サッカー
上海スタジアム	上海体育场	上海	1997	56,000(最大 80,000)	サッカー
天津オリンピックセンタースタジアム	天津奥林匹克中心体育场(水滴)	天津	2007	60,000	陸上競技 サッカー
瀋陽オリンピック・スポーツセンター・スタジアム	沈阳奥林匹克体育中心体育场	瀋陽	2007	60,000	サッカー
秦皇島オリンピック・スポーツセンター・スタジアム	秦皇岛市奥体中心体育场	秦皇島	2004	33,000	サッカー
北京国家体育馆	国家体育馆	北京	2007	18,000	ハンドボール 体操
国立水泳センター(ウォーター・キューブ)	国家游泳中心 (水立方)	北京	2008	17,000(臨時) 6,000(常設)	水泳、飛び込み、シンクロナイズドスイミング
青島オリンピックセーリングセンター	青岛奥林匹克帆船中心	青島	2006		ヨット

出典：各スタジアムのウェブサイトより作成（出典元は【参考文献・資料】参照）